

ごあいさつ

我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、社会情勢も日々変化しています。

地域においても、ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、従来から地域にあった助け合い・支え合いの機能は弱まり、社会的孤立、ひきこもり、虐待など、これまでの福祉制度では対応が困難な社会問題が顕在化してきています。

それらの課題に対応するため、地域住民や地域の関係団体、行政等の連携・協働のもと、地域における福祉力を一層高め、互いにつながり、支え合える地域をつくっていくことが必要となっています。



おおい町では、平成 29 年 3 月に「第 3 次おおい町地域福祉計画」を策定し、「一人ひとりが元気で 思いやりが安心につながるまち」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。このたび第 3 次計画の期間が満了となることから、社会福祉法の改正等を踏まえ、「第 4 次おおい町地域福祉計画」「おおい町成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、住民対象のアンケート調査やおおい町地域福祉計画推進協議会におけるグループワークにより、改めておおい町の課題を確認し、今後のおおい町の地域福祉推進の方向性を踏まえ、「“つながり”で支え合いの輪が広がる みんなが担い手のまち おおい」を基本理念といたしました。この基本理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域のつながりの中で支え合い、助け合えるまちづくりを進めてまいります。

また、地域福祉の推進のためには、町民の皆様のご理解と、地域福祉活動への主体的な参加が欠かせません。地域に住むすべての人、一人ひとりが地域の担い手として、積極的な参加・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました、おおい町地域福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係団体及び関係機関の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

おおい町長 中塚 寛

目次

第1章 地域福祉について.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉の動向.....	2
第2章 計画策定にあたって.....	5
1 計画策定の目的.....	5
2 計画の位置付け.....	6
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	7
5 SDGs の達成に向けた取り組みの推進.....	8
第3章 おおい町の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	9
1 統計データからみる状況.....	9
2 住民アンケート調査等からみる状況.....	10
3 おおい町の現状からみえる課題.....	12
第4章 計画の基本的な考え方.....	14
1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	15
3 地域の範囲の考え方.....	16
4 重点プロジェクト.....	17
5 施策体系.....	21
第5章 施策の展開.....	22
基本目標1 みんなが“つながり”支え合える地域づくり.....	22
基本目標2 地域福祉の輪を広げる“つながり”づくり.....	30
基本目標3 適切な支援に“つながる”体制づくり.....	36
第6章 おおい町成年後見制度利用促進基本計画.....	42
1 計画策定にあたって.....	42
2 成年後見制度利用に関する状況等.....	44
3 成年後見制度の利用を促進するための取り組み.....	45
第7章 計画の推進体制.....	46
1 協働による計画の推進.....	46
2 計画の進行管理.....	47

資料編	48
1 おおい町地域福祉計画策定経過	48
2 おおい町地域福祉計画推進協議会設置要綱	49
3 おおい町地域福祉計画推進協議会委員名簿	51
4 補足的な統計データ	52
5 用語集	59
6 地域福祉に関する情報、問い合わせ先	61

第1章 地域福祉について

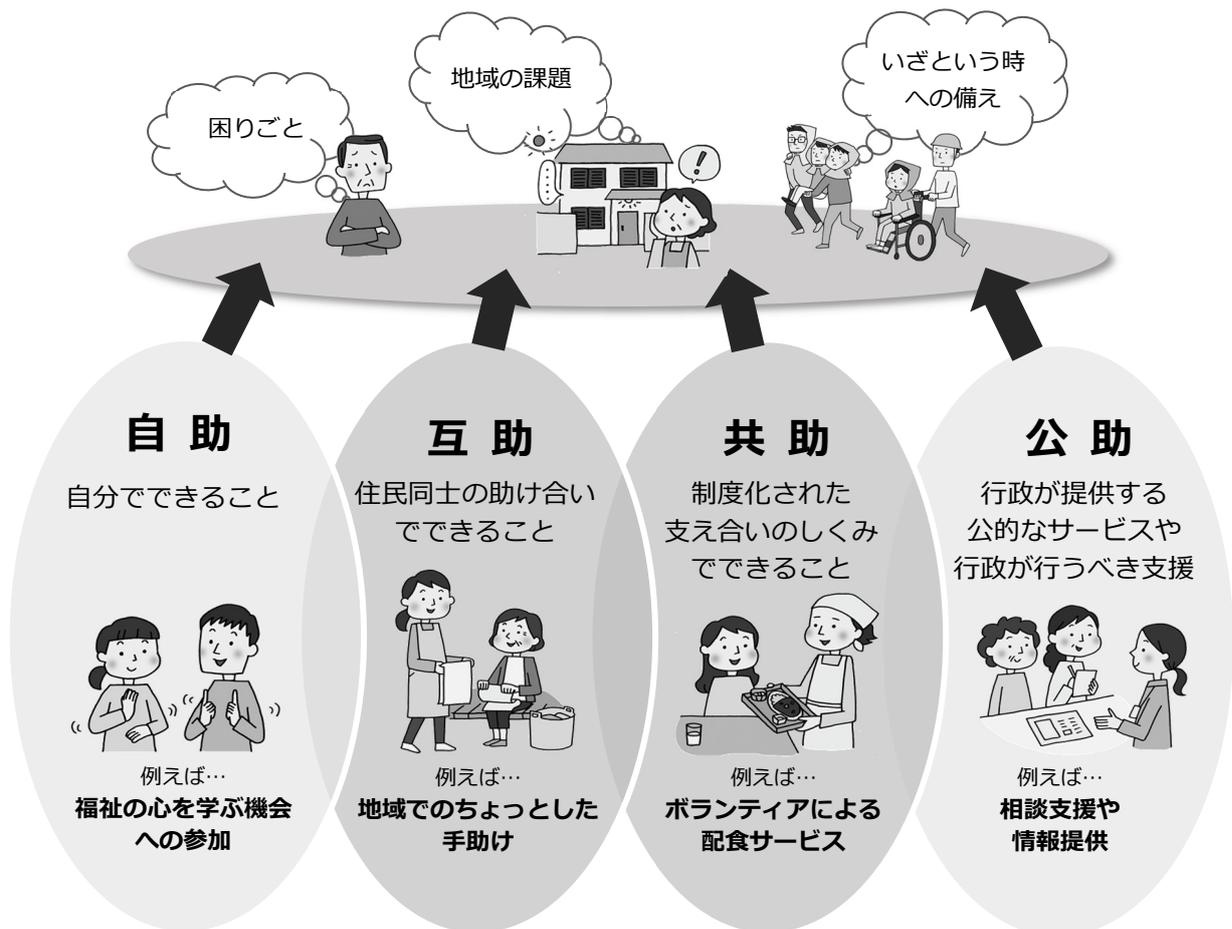
1 地域福祉とは

地域福祉とは、一人ひとりが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をみんなで作っていくことをいいます。

地域福祉を推進するためには、住民・関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、自助・互助・共助・公助の考え方が重要となります。

特に、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、地域の課題や困りごとに対し、行政だけでなく、地域における住民同士の支え合いや助け合い（互助・共助）を進めていく必要があります。さらに、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

■自助・互助・共助・公助の考え方イメージ



2 地域福祉の動向

(1) 国の動き

平成 30 年施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、あわせて示された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」に沿った内容での策定が努力義務となりました。

また、令和 3 年施行の改正社会福祉法により、地域共生社会^{*}の実現に向けた「重層的支援体制整備事業^{*}」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

■近年の国の主な流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者ひとり暮らし世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、孤独・孤立、ヤングケアラー、老老介護、ひきこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）
- 大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要です。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組むしくみを地域でつくり、市町村には、地域で把握した課題を、縦割りではなく「**丸ごと**」受け止める包括的な相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく**重層的な支援体制の整備**が必要となっています。

※地域共生社会とは



制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

※重層的支援体制整備事業とは



地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業で、実施を希望する市町村による任意事業です。

◆介護保険・高齢者福祉について

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

令和 3 年 4 月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現を図るためさまざまな措置を講ずることとされています。

◆障がい者福祉について

平成 28 年には「発達障害者支援法」の改正や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の制定、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定・施行されるなど、障がいのある人の権利保障と社会参加を促進するための枠組みが定められてきました。

また、平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法及び児童福祉法」が改正・施行され、自立生活援助や就労定着支援が創設されたほか、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

◆児童福祉・子ども・子育て支援について

子どもの貧困対策として、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」こと、「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」することが求められています。

児童虐待については、令和 2 年 4 月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等、児童虐待防止対策の推進が求められています。

◆生活困窮者自立支援について

さまざまな理由により生活に困っている方を支え自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。また、平成 30 年 10 月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、同法等の改正が行われ、「生活困窮者の自立支援の強化」「生活保護制度における自立支援の強化、適正化」「ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進」などが盛り込まれています。

◆成年後見制度について

全国的に、知的障がいや精神障がいのある人、認知症患者の増加が見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性は高まっています。平成 28 年 5 月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。

(2)福井県の動き

「福井県地域福祉支援計画」は令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定され、「身近な地域で互いに支え合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げています。この計画では、これまでの「受け手」と「支え手」という関係や制度・分野ごとの「縦割り」の考え方を超えて、地域で暮らす方々や地域のさまざまな団体が主体的に地域活動に参画し、人や資源が世代や分野を超えてつながることで、暮らしや生きがい、地域をともに創る社会の実現を目指しています。

また、福井県では、平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」が制定され、福祉のまちづくりのための生活環境の整備、福祉のまちづくりに関する県民意識の高揚を施策の基本方針としています。平成30年には「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」及び「福井県手話言語条例」が制定され、共生社会の実現を目指した取り組みが進められています。

福井県地域福祉支援計画の基本目標

- 1 地域福祉を支える人づくり
- 2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり
- 3 地域福祉サービスの基盤づくり
- 4 市町への支援、計画の推進

第2章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

おおい町では、平成 29 年 3 月に「第 3 次おおい町地域福祉計画」を策定し、「一人ひとりが元気で 思いやりが安心につながるまち」を基本理念に掲げ、地域活動の促進による地域の福祉力の向上や、健康づくりから地域福祉を推進する取り組みなどを進めてきました。

このたび、令和 3 年度末に計画期間が終了することから、おおい町における課題やこれまでの取り組みを見直し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、「第 4 次おおい町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

社会福祉法（令和 3 年 4 月 1 日改正）（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

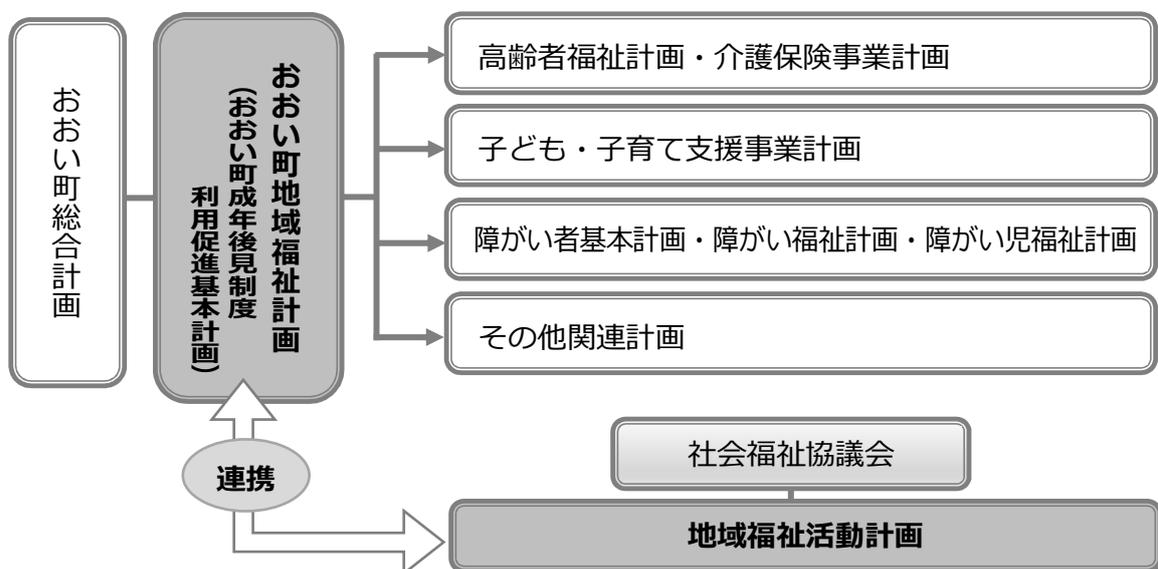
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、おおい町の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

また、本計画は、総合計画や福祉関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画など）との整合を図っています。

さらに、成年後見制度利用促進法第 14 条に基づく「おおい町成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

■他計画との関係(イメージ図)



3 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年度を初年度とし令和 8 年度を目標年度とする 5 か年計画とします。なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

■策定の期間

平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 3 次おおい町地域福祉計画					第 4 次おおい町地域福祉計画 (本計画)				

策定作業

4 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1)住民アンケート調査の実施

調査目的	計画の策定にあたり、住民の意識や地域活動への参加状況などの実態を把握することを目的とする
調査期間	令和3年9月13日(月)～9月27日(月)
調査対象者	おおい町にお住まいの20歳以上の方(2,000人を無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回収、WEBによる調査・回答
回収状況	968件(回収率:48.4%)

(2)おおい町地域福祉計画推進協議会の開催

本計画の策定にあたって、学識経験者、関係機関・団体代表者、住民代表者等で構成される「おおい町地域福祉計画推進協議会」(以下、「協議会」という。)を開催し、計画についてご審議をいただきました。また、協議会のうち2回をグループワーク形式で実施し、自由な意見交換を行いました。

■協議会グループワークのテーマ

1回目	おおい町のいいところ・取り組み、おおい町の課題について
2回目	課題に対する必要な取り組み・解決策について

(3)パブリックコメントの実施

調査目的	計画の策定にあたり、ホームページにおいて計画案を公表し、住民の意見を広く聴取することを目的とする
実施期間	令和4年2月28日(月)～3月11日(金)
調査対象者	おおい町にお住まいの全住民

5 SDGsの達成に向けた取り組みの推進

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、平成27年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、おい町では、「誰一人として取り残さない」社会を目指すSDGsの視点を取り入れ、地域福祉施策を推進します。

■SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■福祉分野における取り組みとSDGsの対応



1 貧困をなくそう

生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施



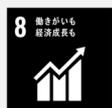
3 すべての人に健康と福祉を

すべての人が健康的な生活を確保するための医療・福祉体制の整備



4 質の高い教育をみんなに

教育を通じた自助意識や福祉への関心の醸成



8 働きがいも経済成長も

すべての人が生きがいを持ち、社会に参画するための就労支援や活躍の場の確保



10 人や国の不平等をなくそう

平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



11 住み続けられるまちづくりを

支え合い、助け合いの促進、防災・防犯等の充実を通じた安心して暮らせる地域の実現



16 平和と公正をすべての人に

差別の解消や虐待の防止等を通じた、すべての人への人権の保障



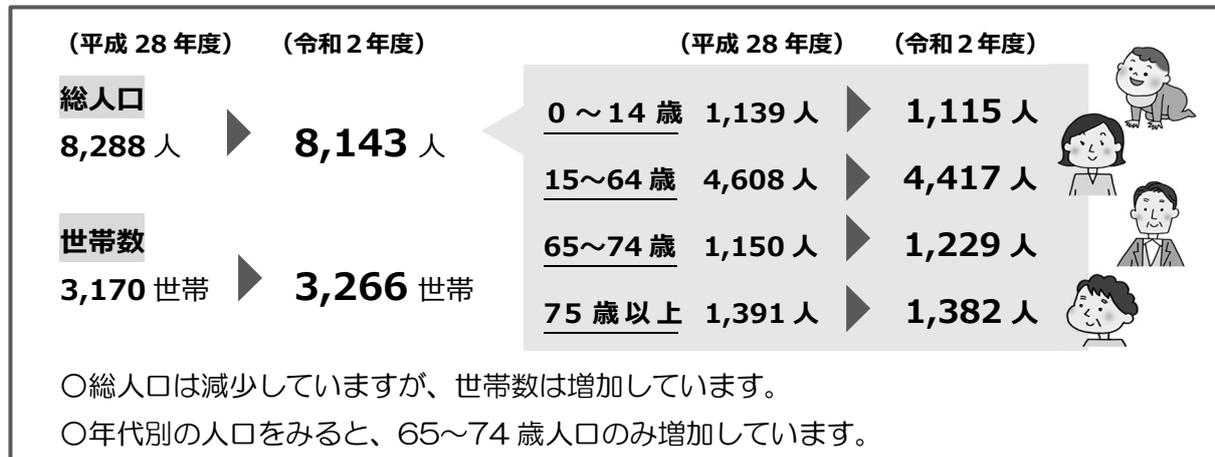
17 パートナースHIPで目標を達成しよう

行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

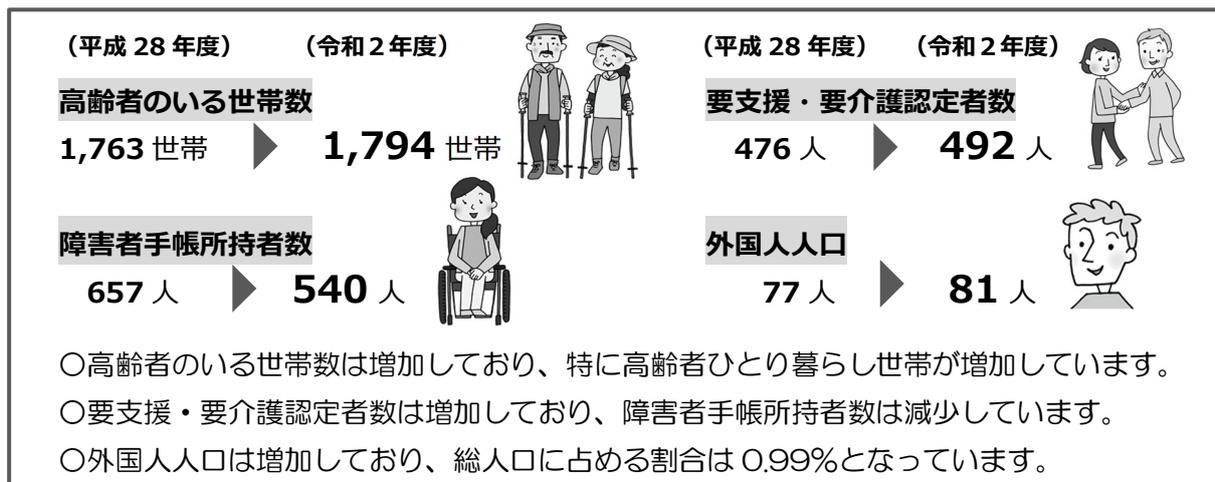
第3章 おおい町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データからみる状況

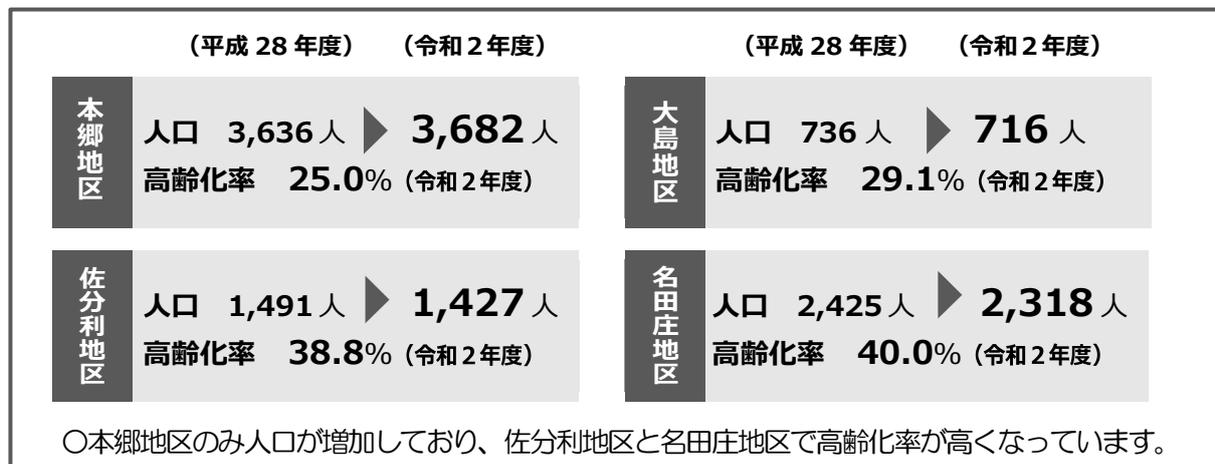
◆人口・世帯の状況



◆支援を必要とする人の状況



◆地区別の状況



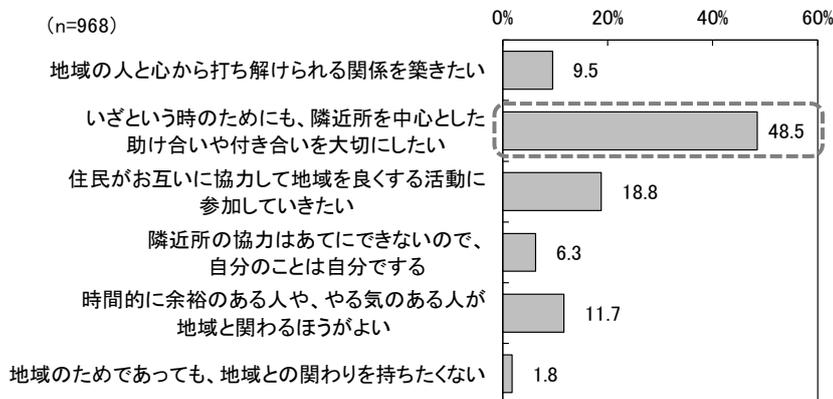
※詳細は巻末の資料編「4 補足的な統計データ」に掲載しています。

2 住民アンケート調査等からみる状況

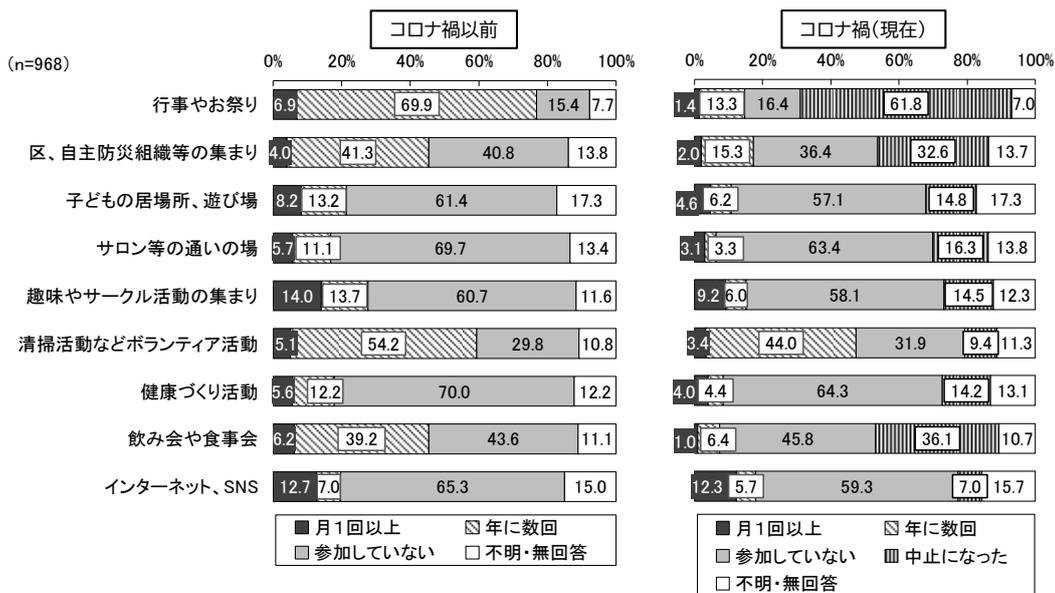
◆近所付き合いや支え合いについて

住民アンケート調査

■地域における人との付き合いや関わりについての考え(上位抜粋)



■住民同士のコミュニティの場への参加頻度



○地域における人との付き合いや関わりについて、「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が多くなっています。

○住民同士のコミュニティの場について、コロナ禍以前では「行事やお祭り」が最も多くなっています。

○隣近所の人との助け合いや協力について、手助けや協力してほしいこと・手助けや協力できることの両方で「災害時の手助け」が多くなっています。〈グラフはP32に掲載〉

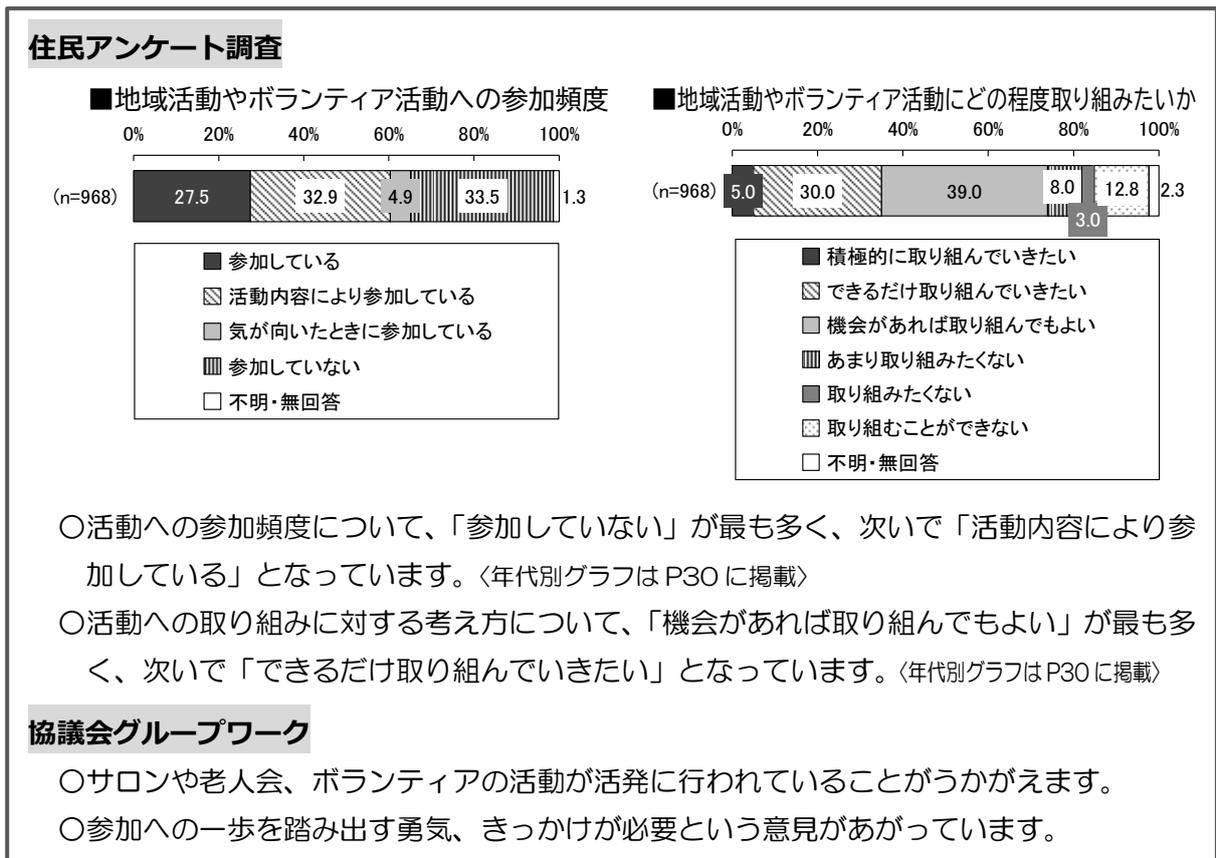
協議会グループワーク

○地域ごとに住民同士の見守り活動や支え合い活動が行われていることがうかがえます。

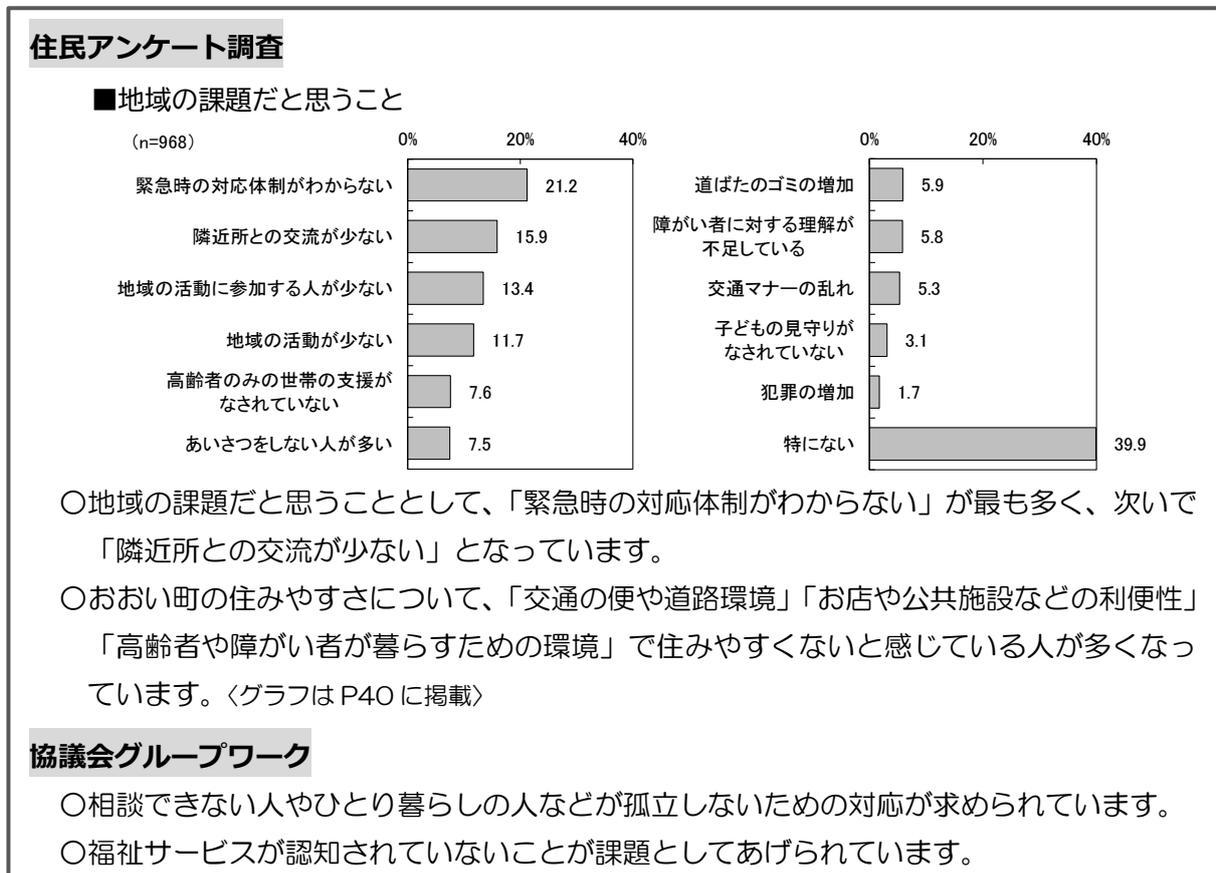
○地域の行事や地域文化の継承の中で世代間交流が行われており、継続が求められます。

○災害時に高齢者等を助ける体制の必要性が指摘されています。

◆地域活動やボランティア活動について



◆地域の課題について



3 おおい町の現状からみえる課題

おおい町の現状、住民アンケート調査の結果、協議会グループワークでの検討結果などを踏まえ、本計画では以下の5つを特に課題として捉え、対応を検討していきます。

課題1 日頃からのつながりで、いざという時も助け合える関係づくりが必要です

協議会グループワークでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、人と人とのつながりがなくなっており、どのようにもとに戻していくかが課題としてあげられています。地域におけるつながりの強化に向けたきっかけやしくみづくりが必要となっています。

住民アンケート調査では、緊急時の対応体制がわからないことが地域の課題として最も多くあげられており、また、地域の人とは「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」と考える人が多くなっており、日頃からの見守りや声かけによる支え合いの関係をづくり、災害時等の助け合いにつなげていくことが大切です。

課題2 地域で住民同士が気軽に集える場所が求められています

住民アンケート調査では、住民同士のコミュニティの場として、行事やお祭りへの参加が多くなっており、また、協議会グループワークでは、サロン等の活動が盛んという意見もあがっています。一方で、いつでも行ける居場所や世代間で交流する場がないことが課題としてあげられており、地域での孤立を防ぐ居場所として、また住民同士のつながりが生まれるきっかけづくりとしての集いの場が住民主体で創出されていくことが望まれます。

課題3 地域活動やボランティア活動に参加したくてもできていない層がいます

住民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動への参加意向が、若い世代を含めて高くなっています。一方で、活動に参加したいが参加するきっかけがなく一歩を踏み出せないという意見や、団体に所属することや継続して参加することが難しく気軽に参加できるようになればよいという意見があがっており、活動に参加したくても参加につなげていない人を活動につなげるアプローチが必要となります。

課題4 地域福祉の担い手育成、団体同士の連携が必要です

本町では、ふれあいサロン活動を実施している人や民生委員児童委員に対して、さまざまな方法で研修会等を開催し、地域リーダーとしての意識づくりに努めてきました。より地域全体で担い手意識やリーダーとしての意識が育まれるよう、幅広く住民の意識高揚を図る必要があります。また、見守り活動など団体による活動をより円滑に進めることができるよう、団体同士の連携、情報共有が重要です。

課題5 支援や情報が必要な方に届きにくい状況です

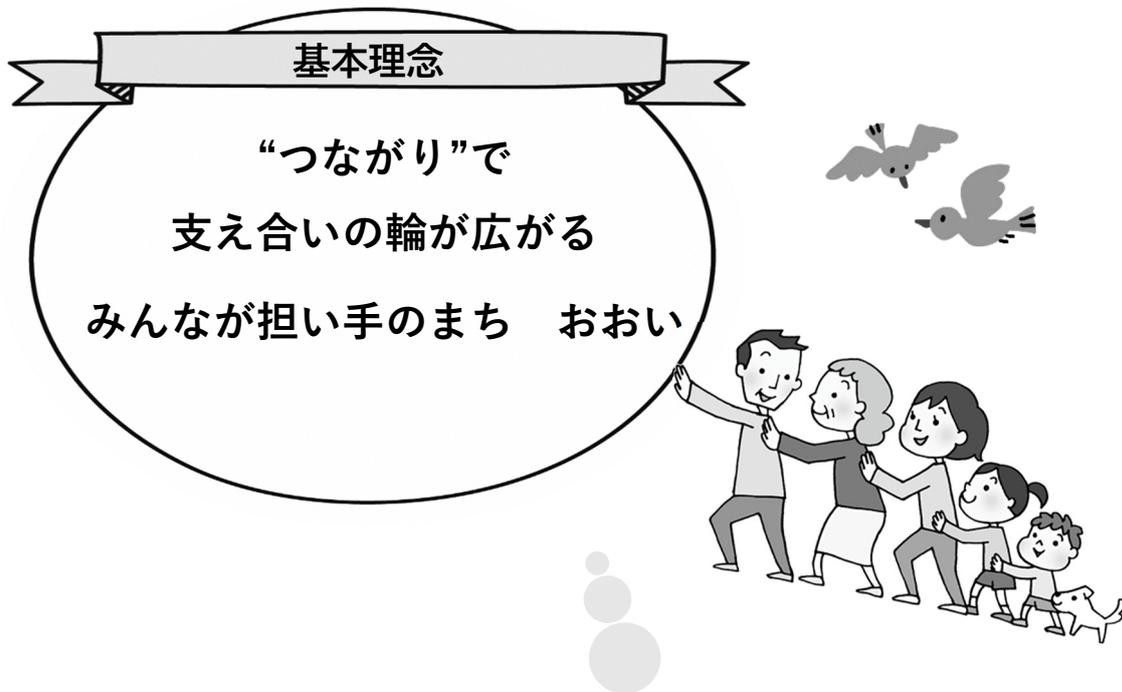
住民アンケート調査では、情報入手できていないと感じている人が多くなっており、福祉サービスなどの情報が得られず、支援につながらない人がいるという意見もあがっています。本町では、高齢化率の上昇や高齢者ひとり暮らし世帯の増加等がみられ、支援を必要とする人への専門的な相談支援や声を上げにくい人へのアプローチなど、一人ひとりが適切に支援につながるができる包括的な支援のしくみづくりが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第3次おおい町地域福祉計画」では、「一人ひとりが元気で 思いやりが安心につながるまち」を基本理念に掲げ、一人ひとりが生きがいを持ち、思いやりを持って支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、さまざまな取り組みを推進してきました。

本計画では、本町を取り巻く現状や課題、これまでの取り組みの成果等を踏まえ、以下の基本理念を掲げ、計画を推進します。



《基本理念に込めた思い》

地域の中で日頃からつながりを育み、生活の中のちょっとした困りごとから災害時の助け合いまで、いつでも支え合える関係の輪が広がっていく地域づくりに、みんなが担い手となって取り組むことができるおおい町を目指します。

2 基本目標

福祉課題

課題1

日頃からのつながりで、いざという時も助け合える関係づくりが必要です

課題2

地域で住民同士が気軽に集える場所が求められています

課題3

地域活動やボランティア活動に参加したくてもできていない層がいます

課題4

地域福祉の担い手育成、団体同士の連携が必要です

課題5

支援や情報が必要な方に届きにくい状況です

基本目標

基本目標1

みんなが“つながり” 支え合える地域づくり

あらゆる世代で日頃からの住民同士の「つながり」を増やし、心を通わせながら地域生活を支え合い、いざという時には助け合える関係づくりを進めます。

基本目標2

地域福祉の輪を広げる “つながり”づくり

気軽に参加できる活動の促進や誰もが担い手となれる機会の充実、地域福祉を担う団体同士の連携など、さまざまな主体が地域福祉を推進するための「つながり」づくりを進めます。

基本目標3

適切な支援に“つながる” 体制づくり

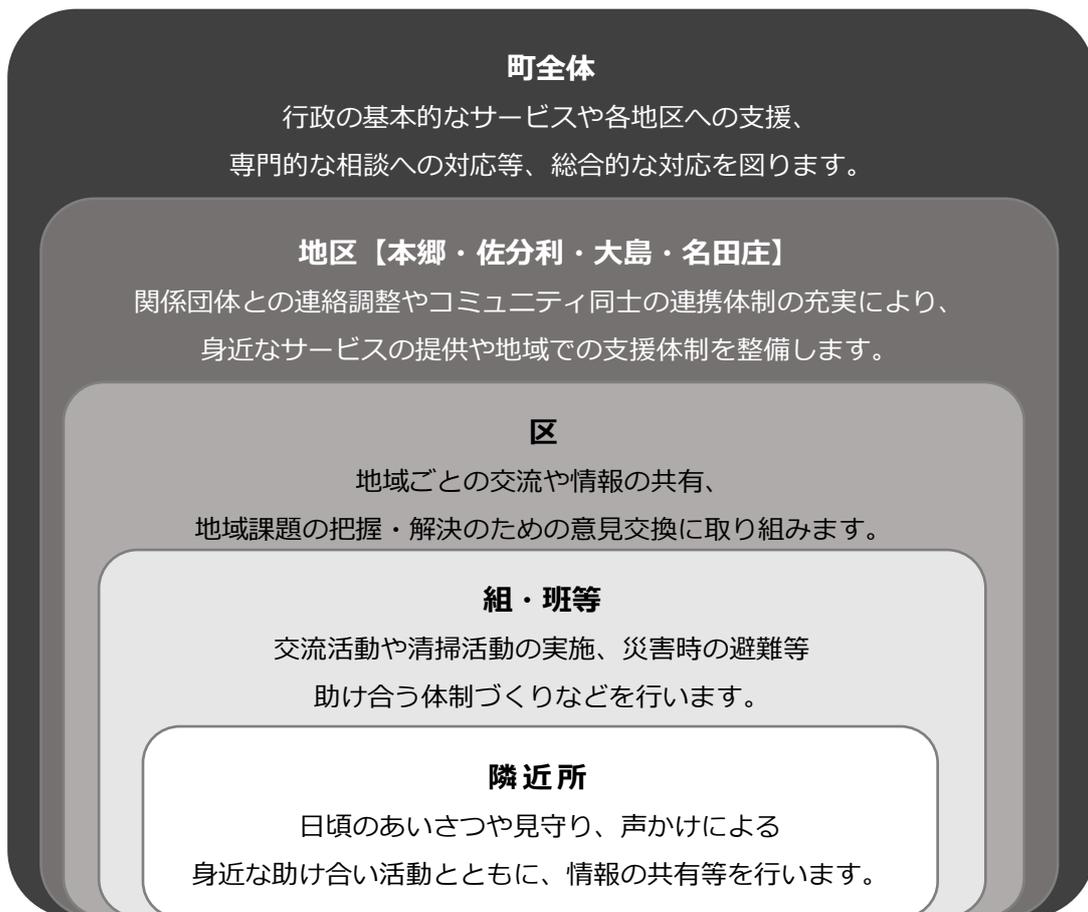
地域に住むすべての人が必要な時に必要な情報を得られ、相談ができ、適切なサービスに「つながる」よう、ニーズに応じた支援体制の充実や環境づくりを進めます。

3 地域の範囲の考え方

地域福祉の効果的な推進のためには、町全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、住民の身近な地域で取り組むことなど、町全体や地区、隣近所などそれぞれの地域の範囲に応じた体制を整備することが重要です。

そのため、本計画では5層からなる地域の範囲を設定して取り組みを推進していきます。

■おい町における地域の考え方



4 重点プロジェクト

(1) “みんなが担い手”の意識づくり

地域で支援を必要とする人が増加していくことが予想される中、行政や専門的な機関だけでなく、より多くの住民が地域活動等に参加し、主体的に地域福祉を担うことが必要となっています。地域に住むすべての人が、年齢や障がいの有無に関係なく、地域を支える担い手であるという意識を育み、それぞれができることに取り組める“みんなが担い手のまち”を目指します。

それぞれができる役割

近所の人への
あいさつ
地域のごみ拾い
お年寄りの話し
相手 など



・福祉教育・体験
・地域行事への参加と交流

興味のあること
からの地域参加
地域行事への参加
ボランティア活動
など



・町のイベントへの参加
・講座への参加

隣近所での声かけ
見守り活動への
協力
集いの場での相談
など



・地域行事への参加と交流
・区の役の担当

知識・経験を活かした活動
リーダーとして
地域を引っ張る
など



・地域のリーダー向け
研修への参加

地域に関わるきっかけづくり



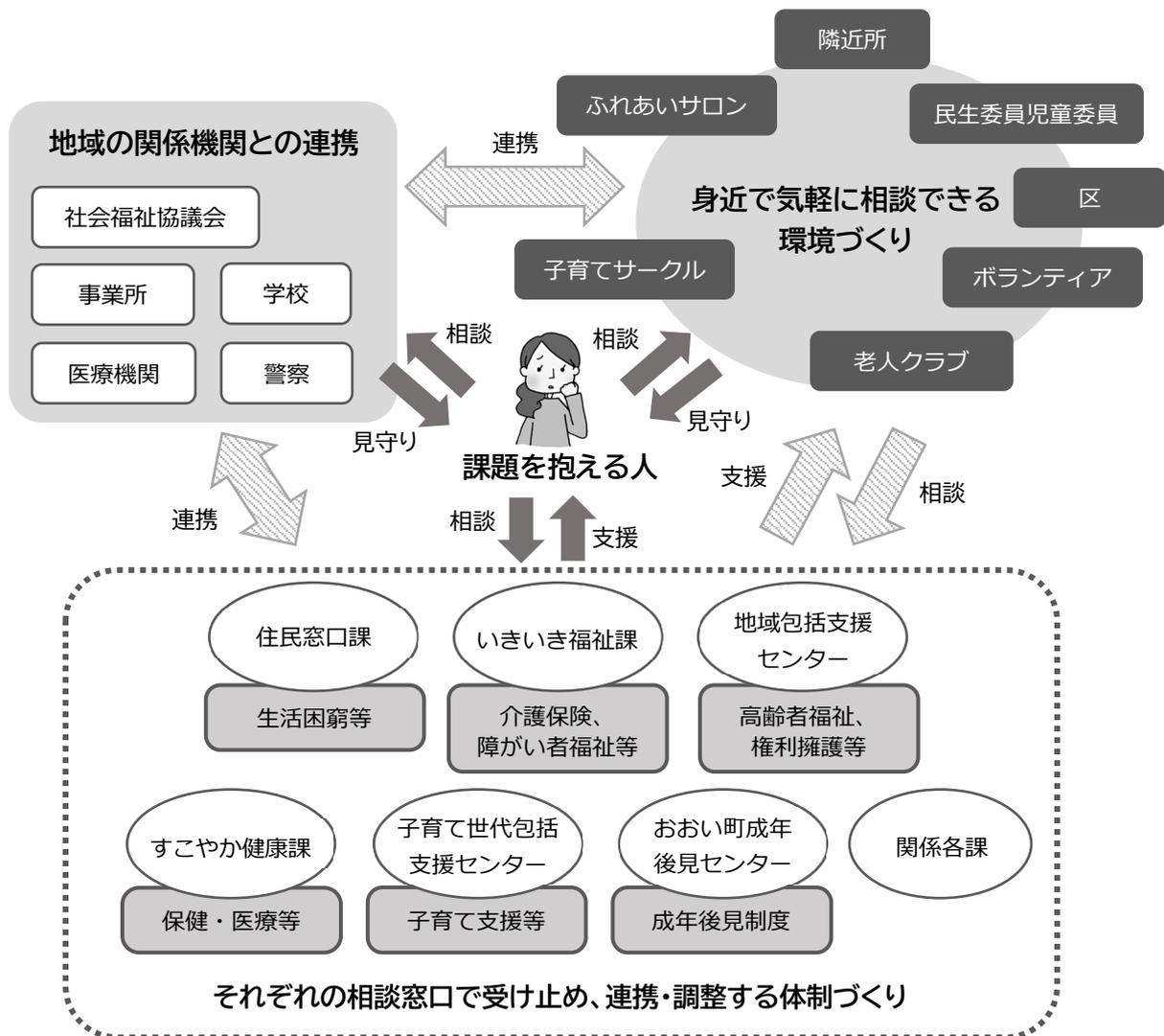
関連する行政の取り組み

- 福祉意識の向上【基本目標1-4 29ページ】
- 啓発活動の充実【基本目標1-4 29ページ】
- 福祉教育の推進【基本目標1-4 29ページ】
- 地域福祉活動の普及・啓発【基本目標2-1 31ページ】
- 講座や体験事業の充実【基本目標2-2 33ページ】
- 地域リーダーの意識づくり【基本目標2-2 33ページ】
- 高齢者などの福祉活動の促進【基本目標2-2 33ページ】

(2) 包括的な相談支援体制の整備

多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、行政だけでなく、地域住民や地域のあらゆる主体が連携した包括的な相談支援体制の整備を進めます。

各地域で活動する民生委員児童委員やふれあいサロンの参加者同士など、身近な地域で気軽に相談できる環境づくりを行うとともに、地域課題の解決に向けた、庁内や関係機関との連携体制を整備します。また、複数の分野にまたがる複合的な課題や制度の狭間にある課題などについて、庁内の関係課や相談窓口が連携・調整して支援に取り組み、誰もが支援につながる事ができるしくみづくりに努めます。



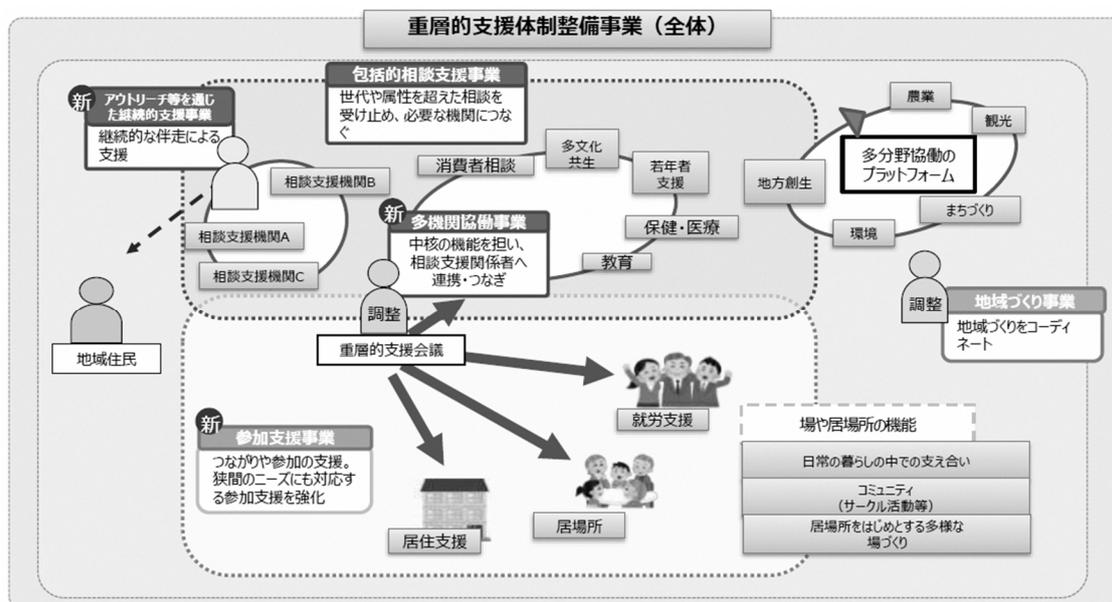
関連する行政の取り組み

- 総合的な支援体制の構築【基本目標2-3 35ページ】
- 身近な相談体制の充実【基本目標3-1 37ページ】
- 総合的な相談体制づくり【基本目標3-1 37ページ】
- 専門的な相談の実施【基本目標3-1 37ページ】

重層的支援体制整備事業

令和2年の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。複雑化・複合化する地域の課題に対応するため、市町村における既存の相談支援等の取り組みや地域資源を活かしながら、包括的な支援体制の整備に努めるものとされています。その具体的な推進に向けては、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指し、下記の3つの支援を一体的に実施することが求められています。

- ①**属性を問わない相談支援**：相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、各支援機関が円滑な連携のもとで支援する
- ②**参加支援**：社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人に対し、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する
- ③**地域づくりに向けた支援**：住民同士の支え合う関係性を育み、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保することで、地域の活動を活性化し、地域における孤立を防ぐ



資料：厚生労働省

(3)地域福祉に関するわかりやすい情報発信

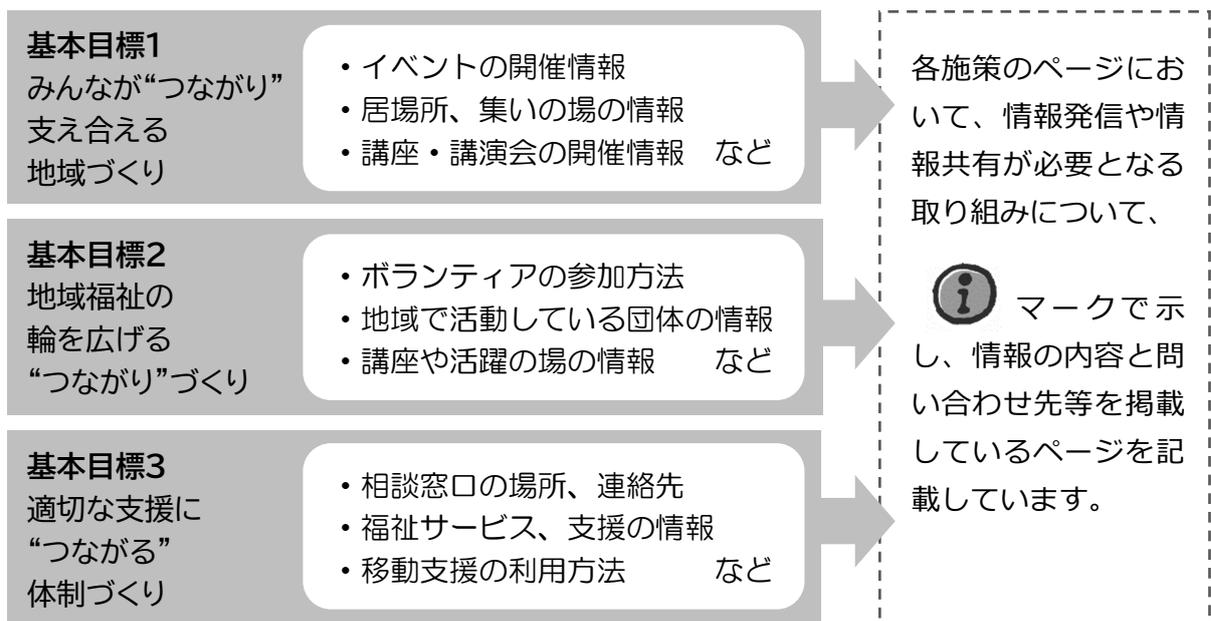
本町ではこれまで、福祉情報や地域の活動について、町の広報紙や有線放送、ホームページ、パンフレットなどさまざまな方法での周知に努めてきましたが、住民アンケート調査や協議会のグループワークの意見では、福祉サービスの情報や町の取り組みに関する情報が、住民に行き届いていないことがうかがえます。

地域活動やボランティア活動への参加促進、地域での交流の促進に向けては、身近に情報が得られることが参加のきっかけにつながります。また、支援を必要とする人に対しては、相談窓口や福祉サービスの内容・利用方法に関する情報が必要な時に得られることで支援につながります。さまざまな取り組みを進めていく中で、情報発信・情報共有が重要となってくることから、住民・地域による地域内での情報発信・情報共有を進めるとともに、行政による新たな方法も含めたわかりやすい情報発信を行い、誰もが必要な時に必要な情報につながるができる地域を目指します。

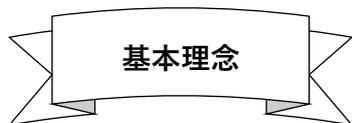
■情報発信の方法



■それぞれの施策の中で必要となる情報の内容



5 施策体系



基本理念

“つながり”で支え合いの輪が広がる
みんなが担い手のまち おおい

基本目標	基本施策
基本目標1 みんなが“つながり” 支え合える 地域づくり	<ol style="list-style-type: none">1 隣近所で行き交い、支え合おう2 地域で集える場、居場所をつくろう3 いざという時も助け合えるしくみをつくろう4 支え合いの心を育もう
基本目標2 地域福祉の 輪を広げる “つながり”づくり	<ol style="list-style-type: none">1 誰もが参加しやすい活動を広めよう2 地域福祉を支える人材を育成しよう3 連携・協働して取り組もう
基本目標3 適切な支援に “つながる” 体制づくり	<ol style="list-style-type: none">1 包括的な相談体制を構築しよう2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう3 誰もが安心して暮らせる環境を整備しよう
おおい町成年後見制度 利用促進基本計画	

第5章 施策の展開

基本目標1 みんなが“つながり”支え合える地域づくり

基本施策1 隣近所ですぐつながり、支え合おう

隣近所や身近な地域内で、声をかけ合いながら日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。また、互いに見守り支え合える地域づくりを進めます。

現状と課題

昔ながらの身近な地域での支え合いや関わりの深さがたくさん残っている一方、地域をつながりが希薄化してきている状況も見受けられます。近所付き合いについて、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたいと考える割合は多くなっており、日頃からのあいさつ等による関係づくりをはじめ、地域内でのつながりを深めるための取り組みが必要です。また、見守り活動などそのつながりを活かした支え合いの関係をつくるのが重要です。

★協議会やアンケート自由回答での意見

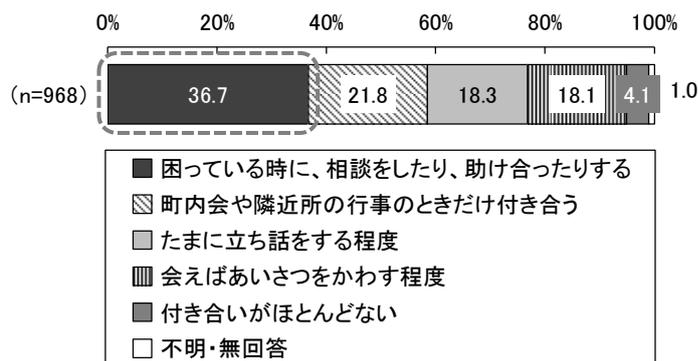


地域が身近だから、声かけや見守りがしやすく活動が広がりやすい地域での支え合いや助け合いが住民主体で進んでいくような支援が必要！



近頃あいさつが少なくなってきたと感じる
コロナ禍で途絶えたつながりをもとに戻せるのか？

■近所付き合いの程度



■地域における人との付き合いや関わりについての考え(上位抜粋)

- ①隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい：48.5%
- ②住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい：18.8%
- ③時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい：11.7%



POINT

近所付き合いについては、「困っている時に、相談をしたり、助け合ったりする」割合が最も多くなっています。

今後、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」と考える割合が最も多くなっています。

取り組み

住民・地域の取り組み



虐待・DVに関する相談・支援先…P62

身近な相談員について…P63

こんなことに取り組んでみましょう！

- 普段から隣近所との付き合いを大切にし、あいさつを交わしたり近況をしゃべったりできる関係をつくりましょう
- 困っている人がいたら、相手のペースで話を聞きましょう
- 地域に根付いた助け合い文化を継承していきましょう
- 子どもの登下校の見守り、高齢者のみの世帯の見守りを地域ぐるみで行いましょう
- 自分の地域でできているつながりや支え合いを他の地域にも伝えましょう
- いい意味でのおせっかいを大切にし、地域での関わりを深めましょう

行政の取り組み



住民同士の関係づくりを促進するとともに、地域における見守り活動を支援します。日常的な声かけ、見守りを通じて、支援の必要な人を発見し、支援につなげることのできる体制づくりに取り組みます。

取り組み	内容	担当課
声かけ・あいさつ運動の推進	地域内の関係づくりを目的に、住民同士の声かけ、あいさつ運動を促進します。	社会教育課
地域での見守り活動の推進	民生委員児童委員による生活相談や見守り、老人クラブの家庭相談員によるひとり暮らし等の訪問活動など地域における活動を支援します。	いきいき福祉課
支援の必要な人の早期発見・早期対応	関係機関との連携のもと、虐待を受けている子ども・高齢者・障がいのある人、認知症の疑いのある人、DVなどの早期発見・早期対応に向けて、日常的な見守り活動に取り組めます。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課

基本施策2 地域で集える場、居場所をつくろう

あらゆる世代でのつながりづくりや似た境遇を持つ人同士の交流を進めるため、交流機会づくりや行事等への参加促進、気軽に集える居場所・拠点づくりを進めます。

現状と課題

住民同士のコミュニティの場として、行事やお祭りなどへ参加する人は多い状況でしたが、コロナ禍で地域での集まりが減っています。今後、感染症対策を続けながらも、地域で孤立する人が出ないように、日頃から気軽に集まれ、すべての年代の人が居場所として感じられるような場所や機会づくりが必要です。

★協議会やアンケート自由回答での意見



地域での行事などにはみんなが積極的に協力している
地域の伝承文化を通じた世代間交流がある



サロン等は日時が決まっており、高齢者がいつでも行ける場所がない
子どもから高齢者まで気軽に集える場があれば、高齢者の孤立防止や
子どもの預かりの場となるのでは？

■住民同士のコミュニティの場への参加頻度 ★参加している割合（月1回以上、年に数回の合計）

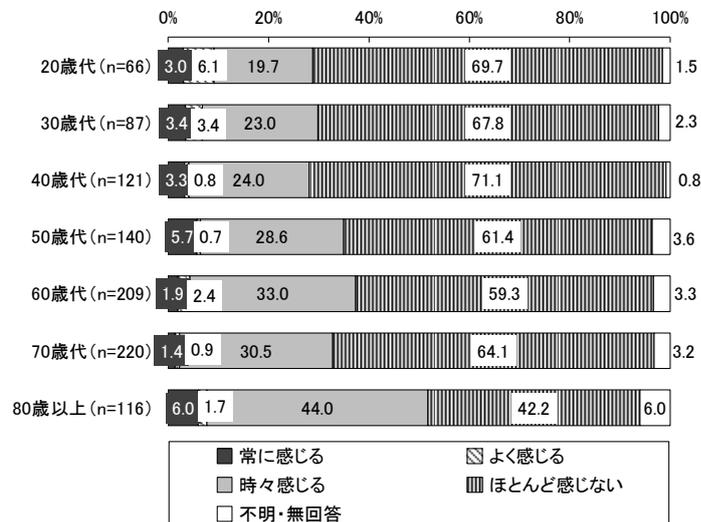


POINT

住民同士のコミュニティの場として、コロナ禍以前は行事やお祭りへの参加が多くなっていましたが、コロナ禍では多くが中止になっています。

孤立感を感じる人がいるについて、80歳以上が他の年代よりも多くなっており、居場所づくりや見守りが必要です。

■日常生活の中で孤立感を感じることもあるか



取り組み

住民・地域の取り組み



居場所、集いの場について…P64

地域活動の拠点、地域活動に関する情報

…P65

こんなことに取り組んでみましょう！

- 隣近所で誘い合って、地域の行事やイベントに参加しましょう
- 世代を超えて楽しみでつながる仲間をつくりましょう
- 地区公民館ごとの活動など集いの場に出かけて交流しましょう
- 地域で高齢者や障がいのある人、子ども等の居場所づくりに取り組みましょう

行政の取り組み



地域で行われているサロン活動や行事、お祭りなど地域コミュニティの場への参加を促進するとともに、イベントの開催や自主活動への支援により、集いの場や居場所づくりを進めます。また、地域福祉推進の拠点となる場の整備など、住民が主体となって取り組めるしくみづくりに努めます。

取り組み	内容	担当課
住民同士の話し合いの場づくり	地域の課題や地域福祉に関することについて話し合える機会づくりを促進し、住民自らが課題の解決に取り組むためのしくみづくりや支援に取り組みます。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課 社会教育課
地域行事等を通じた住民交流の促進	地域において運動会やお祭りなどの行事を通じた交流を促進するとともに、新たなイベントを開催し、ふれあいの場づくりに努めます。	社会教育課
世代間交流の促進	高齢者の知恵や技能を活かした交流や、地域の伝統文化・歴史に触れる活動に取り組みます。保育所や高齢者福祉施設、公民館などを活用した交流や行事、教室等を通じて、世代間交流を促進します。	住民窓口課 いきいき福祉課 社会教育課
多様な主体による交流活動の充実	高齢者や障がいのある人が気軽に集えるふれあいサロン活動や、子ども会や老人クラブなどの活動、子育て、健康づくりに関する教室など、地域において気軽に参加できる活動への加入促進、魅力ある自主活動を支援します。	すこやか健康課 いきいき福祉課 社会教育課
地域施設の利用促進	既存施設を活用した地域の活動拠点づくりや交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行います。公共施設等が、地域住民が気軽に立ち寄れる施設になるよう支援を行います。	いきいき福祉課 社会教育課

基本施策3 いざという時も助け合えるしくみをつくろう

身近な地域でのつながりが、ひいては災害時等いざという時の助け合いにつながるよう、災害時に支援が必要な人への対応を日頃から準備し、助け合えるしくみをつくります。

現状と課題

自主防災組織の設立や地域での実効性のある防災活動を推進してきましたが、緊急時の対応、体制に不安を抱える人は多くなっており、いざという時の避難行動等の認識の共有を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など助けを必要とする人への支援体制を確立することが重要となっています。

★協議会やアンケート自由回答での意見



地域ごとに住民同士の見守り・支え合いの活動をしている地域で気がかりな人の情報を共有することが必要



災害時に高齢者など助けが必要な人を誰が支援するのか？
ひとり暮らしの人などにはこちらからアプローチが必要では？

■地域の課題だと思うこと
(上位抜粋、「特にない」は除く)

項目 (n=968)
緊急時の対応体制がわからない (21.2%)
隣近所との交流が少ない (15.9%)
地域の活動に参加する人が少ない (13.4%)
地域の活動が少ない (11.7%)
高齢者のみの世帯の支援がなされていない (7.6%)
あいさつをしない人が多い (7.5%)

■近所や地域に気にかかる人がいるか
(上位抜粋)

項目 (n=968)
高齢者のみの世帯 (48.1%)
病気や障がいを抱えている人 (16.2%)
地域との関わりがない人 (13.8%)
認知症の人 (10.2%)
ひきこもりや閉じこもりの人 (9.1%)
気にかかる人はいない (23.5%)
わからない (16.3%)

自主防災組織数

(平成 28 年度) ▶ (令和 2 年度)
19 団体 ▶ **35 団体**



POINT

地域の課題として、「緊急時の対応体制がわからない」が最も多くなっており、災害等に備えて、高齢者のみの世帯など支援が必要な人の把握や体制の整備と住民への周知が求められます。

自主防災組織数は増加しており、地域での取り組みを進める必要があります。

取り組み

住民・地域の取り組み



防災情報について…P65

こんなことに取り組んでみましょう！

- 地域に自主防災組織があれば参加しましょう
- 防災訓練等を通じて避難ルートや避難場所の確認をしましょう
- 災害時に支援が必要な人について、個人情報に配慮しながら、地域の中で情報を共有しましょう
- 地域の防犯活動・交通安全活動に参加しましょう

行政の取り組み



学校や警察等と連携し、防災・防犯・交通安全意識の啓発に努めます。身近な地域での見守りや自主防災組織等による災害への備えを進めるとともに、避難行動要支援者名簿の活用による要配慮者への支援体制の整備、さまざまな方法での災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

取り組み	内容	担当課
防災意識の高揚	災害発生時における避難行動や各家庭における備えの指針、ハザードマップの配布、避難訓練の実施により、防災に関する知識の普及や日頃からの防災対策の啓発を進めます。	防災安全課
地域防災力の向上	自主防災組織の設立に向けた啓発を行うとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に努めます。防災資機材の整備や地区防災マップの作成、防災訓練の実施等により、地域の防災力の向上を図ります。	防災安全課
防災ネットワークの構築	関係機関・団体との連携により防災ネットワークを構築するとともに、インターネットやSNSを活用した情報伝達体制の強化に努めます。また、避難行動要支援者名簿の更新等により要配慮者を把握し、個別避難計画の作成を進めます。	防災安全課 いきいき福祉課
交通安全・防犯意識の高揚	街頭指導や交通安全教室など多様な機会を活用し、交通安全意識について啓発します。また、高齢者などを狙う悪質商法や子ども・女性が巻き込まれる事件などを防ぐため、警察や防犯隊等と連携し、啓発や相談の充実に努めます。	防災安全課 いきいき福祉課 学校教育課 社会教育課
地域防犯体制の充実	防犯パトロールなど見守り体制の強化、子ども見守り隊の活動を推進し、関係機関との連携による交通安全・防犯活動を展開します。	防災安全課 社会教育課

基本施策4 支え合いの心を育もう

地域や福祉への理解を深め、誰もが我が事として地域福祉に関わることができる担い手意識を育むために、幼少期からの福祉体験や年代に応じた福祉教育・啓発を推進します。

現状と課題

人口減少が進む中、これまで以上に住民誰もが担い手意識を持ち、地域福祉活動を進めることが必要です。福祉について我が事と考え、地域に関心を持って地域福祉に関わる人を増やすために、それぞれの年代に対する福祉教育・情報発信による意識啓発が重要となっています。

★協議会やアンケート自由回答での意見

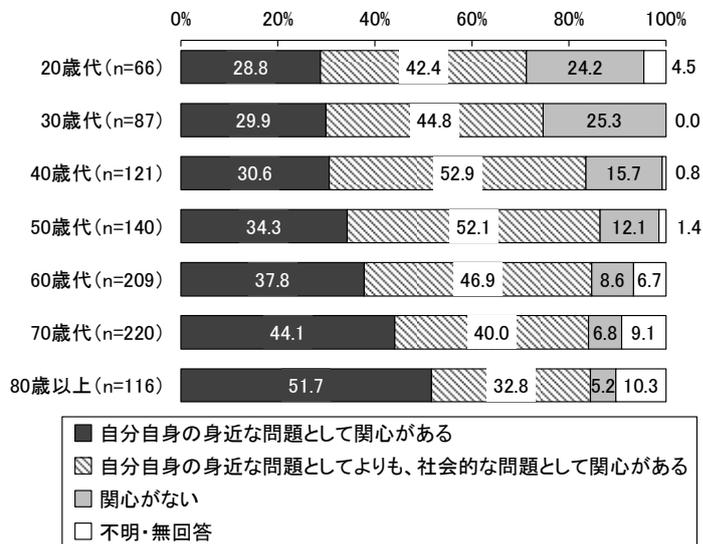


直接福祉に関わることがなく、知らないことが多いため勉強したい
楽しく学べる講座を開催してほしい



福祉や地域の活動に関して意識の差がある
障がい者や認知症の人が安心して暮らすためには地域の理解が必要

■福祉への関心



POINT

年齢が上がるにつれて、福祉を「自分自身の身近な問題として関心がある」と考える人が多くなっています。また、地域での支え合い活動を進めるためには、住民の支え合い意識の高揚が必要と考えられる人が多くなっています。若い人も福祉を我が事として考えることができるような意識啓発が必要です。

■地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために大切だと思うこと(上位抜粋)

- ① 住民の支え合い意識の高揚を図る： **40.6%**
- ② 助け合いの場や組織の情報を得やすくする： **32.9%**
- ③ 困っている人と支援できる人とを調整できる人材を育成する： **29.1%**

取り組み

住民・地域の取り組み



講座・講演会等の開催情報は、おおい町HPや広報でお知らせします。

こんなことに取り組んでみましょう！

- 研修会や講座に参加して、地域福祉に関する理解を深めましょう
- 隣近所の人と誘い合って、地域の行事などに参加し、地域に関心を持ちましょう
- 学習や交流を通して、障がいのある人や認知症の人への理解を深め、誰もが互いに認め合える地域をつくりましょう

行政の取り組み



子どもの頃からの福祉教育、幅広い世代に向けた講座の実施などを通して、福祉の意識を育み、より興味を持ってもらえるよう幅広い情報発信により普及・啓発に取り組めます。

取り組み	内容	担当課
福祉意識の向上	生涯学習活動として、地域福祉に関する講座を充実させます。また、若い人も地域づくりに参加できるよう、ワークショップや参加型講演会などを実施し、住民がより主体的に参加できる機会の充実に努めます。	社会教育課
啓発活動の充実	広報紙やパンフレット、ホームページなどさまざまな方法で地域福祉に関する情報発信を行い、周知・啓発に努めます。	住民窓口課
福祉教育の推進	家庭、地域、学校、福祉関係者が協力し合いながら、学校教育の中で総合学習の時間などを活用し、手話教室、職場体験、高齢者との交流等を実施し、福祉教育を推進します。	学校教育課
認知症に対する理解の促進	認知症に関する正しい理解を普及し、地域ぐるみで見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催します。また、社会福祉協議会と連携し、認知症サポーターボランティア「スマイルサポーターズ」の活躍の場の拡大を図ります。	いきいき福祉課

基本目標2 地域福祉の輪を広げる“つながり”づくり

基本施策1 誰もが参加しやすい活動を広めよう

幅広い年代に向けた情報発信や参加のきっかけづくりにより、一人ひとりがボランティア活動や地域福祉活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

現状と課題

幅広い年代で地域活動やボランティア活動への参加意欲が高い一方で、参加したくても実際の活動に結び付いていない人が一定数いることがうかがえます。参加するきっかけがないことや継続した参加が難しいという意見があがっており、より気軽に参加できる活動の促進が求められます。

★協議会やアンケート自由回答での意見

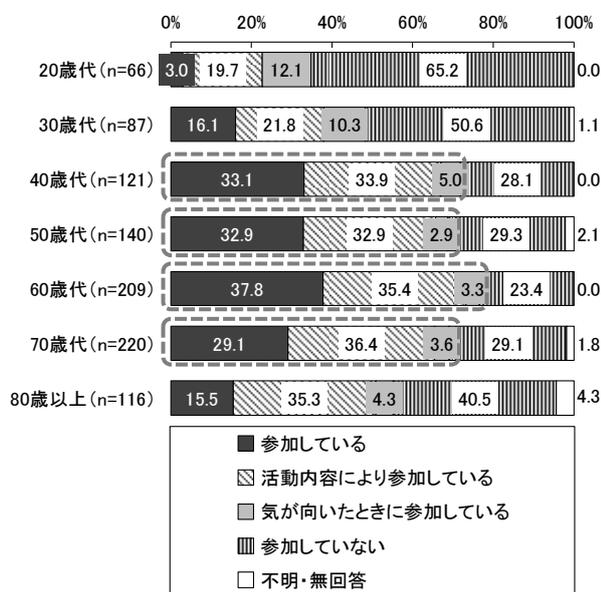


サロンやボランティアの場がたくさんある
気軽に参加できる活動の情報が得られれば、参加してみたい！

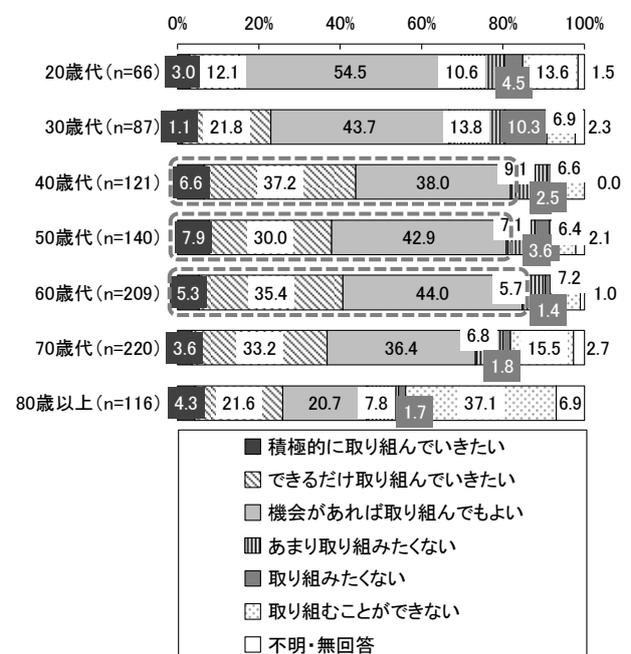


一歩踏み出す勇気がなく、参加するきっかけが必要
ボランティア等への参加方法がわからない

■地域活動やボランティア活動への参加頻度



■地域活動やボランティア活動にどの程度取り組みたいか



POINT

地域活動やボランティア活動に参加している人は、40歳代～70歳代で多くなっています。活動に取り組むたい、機会があれば取り組んでもよいと考えている人は、40歳代～60歳代で8割程度となっており、20歳代、30歳代でも機会があれば取り組んでもよいと考える人は多く、年代に関わらず参加意欲のある人が多いと考えられます。

取り組み



ボランティア活動について…P65

住民・地域の取り組み



こんなことに取り組んでみましょう！

- 地域の清掃や行事の手伝いなど、身近にできるボランティア活動から取り組みましょう
- 区の集まりなどに隣近所で声をかけ合って参加しましょう
- ボランティアセンターに相談したり、周りの経験者に話を聞いてみましょう
- 自分が参加したボランティア活動を地域の中で発信していきましょう

行政の取り組み



社会福祉協議会によるボランティア活動の啓発事業やさまざまな手段による情報発信により、活動への参画を促進します。また、参加したい人を参加に結び付けるためのしくみづくりに努めます。

取り組み	内容	担当課
地域福祉活動の普及・啓発	町や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動への参加を呼びかけます。また、小規模多機能ホームを拠点とした全年齢対象の啓発事業、社会福祉協議会による小中学校での出前講座による普及・啓発に努めます。	住民窓口課 学校教育課
ボランティアセンターとの連携	社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターとの連携により、ボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進し、ボランティアをしたい人と支援が必要な人の調整など、コーディネート機能の充実を図ります。また、新たに有償ボランティア等を検討します。	住民窓口課
老人クラブ活動への支援	高齢者の生きがいと健康づくりに向けて、老人クラブへの加入促進と活発な活動への支援を行います。	いきいき福祉課
多様な主体の参加促進	社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人による地域での公益的な取り組みや寄付・共同募金等の周知・啓発を図ります。	住民窓口課

基本施策2 地域福祉を支える人材を育成しよう

身近な地域に限らず、町全体で地域福祉活動を推進するため、さまざまな人が得意なことを活かして活躍できる場づくりや講座等の学びの機会づくりを進めます。

現状と課題

本町においては人口減少、高齢化が進んでおり、今後も地域における担い手不足が懸念されます。日頃からの身近な地域での助け合い・支え合いの人材とあわせ、多様な場でそれぞれが担い手となって地域で活躍できるような機会や場づくりが必要です。

★協議会やアンケート自由回答での意見

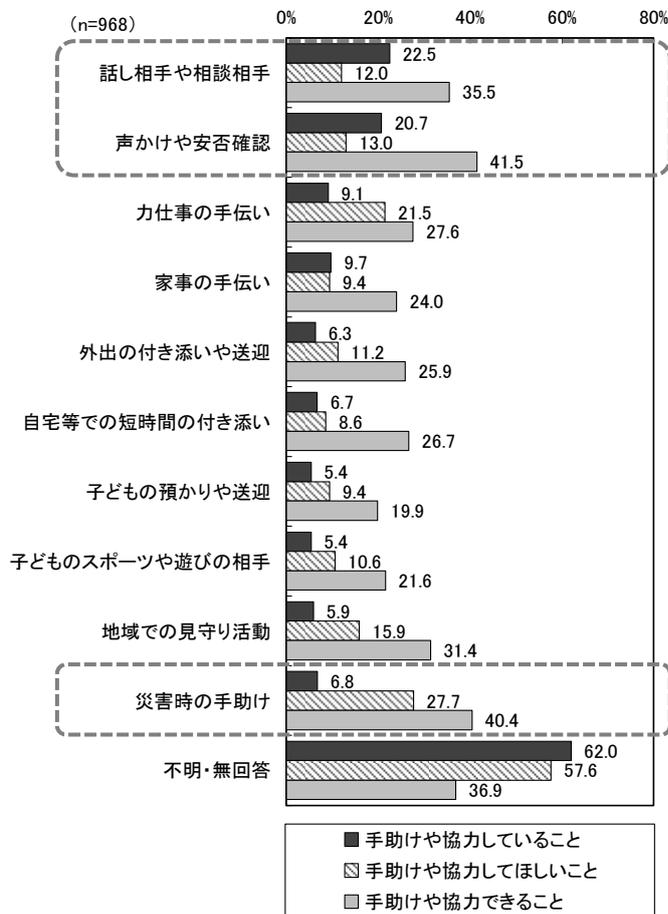


これまでの経験や活動を若い人に伝えていかなければ！
地域には多くの知識や経験を持った高齢者がたくさんいる



活動に参加する人が固定化している
担い手不足で、地域の行事や支え合いも難しくなる可能性がある

■隣近所の人に対する手助けや協力について



POINT

隣近所での手助けや協力について、してほしいこと・できることとしては、「災害時の手助け」が多くなっていますが、手助けや協力していることでは少なくなっており、現状では助け合いがあまりできていないことがうかがえます。

現状で手助けや協力していることとして、話し相手や相談相手、声かけや安否確認が多くなっています。



取り組み

住民・地域の取り組み



講座・研修会等の開催情報は、おおい町HPや広報でお知らせします。
身近な相談員について…P63

こんなことに取り組んでみましょう！

- 講座や体験事業などに参加してみましょう
- 新しい担い手となる人やリーダーを地域の中で育成しましょう
- 地域のリーダーとなる人を積極的にサポートしましょう
- 地域のリーダーを中心とした情報共有の場をつくりましょう

行政の取り組み



新たな担い手の確保・育成、地域のリーダーとなる人の意識づくりを進めるため、講座や研修を実施します。また、地域においてさまざまな人材が経験や知識を活かして活躍できるしくみづくりに取り組みます。

取り組み	内容	担当課
講座や体験事業の充実	小学生を対象とした「ボランティア塾」に加え、大人を対象としたボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などをより一層充実させます。また、住民が自分に合った活動を選択して参加できる機会をつくります。	住民窓口課 学校教育課
地域リーダーの意識づくり	意欲的にふれあいサロン活動を実施している人、各地区の区長、民生委員児童委員への研修の実施、地域住民への意識啓発等により、地域福祉を推進する地域リーダーの育成に取り組めます。	総務課 いきいき福祉課 社会教育課
高齢者などの福祉活動の促進	高齢者などが経験や知識を地域の福祉活動に活かすことは、生きがいにもつながるため、地域福祉活動への参加を呼びかけます。	いきいき福祉課
地域の人材を活かすしくみづくり	地域で母子が健やかに過ごせるよう、身近な相談役として、母子保健推進員を委嘱しています。また、育児や介護の経験者、高齢者など、さまざまな人材が地域で活躍できるしくみづくりを行います。	すこやか健康課 いきいき福祉課

基本施策3 連携・協働して取り組もう

地域で活動している団体同士の連携による活動の活性化に努めるとともに、事業所等関係機関と連携し、地域福祉の推進に向けたネットワークの構築に取り組みます。

現状と課題

地域福祉に関係する団体はさまざまにありますが、互いの活動状況やどのような団体があるかの把握、連携が図れていないケースも見受けられます。町全体で地域福祉を推進するために、住民や地域の団体、行政、関係機関等による地域福祉を推進していく上での認識の共有や連携体制の構築が必要となっています。

★協議会やアンケート自由回答での意見

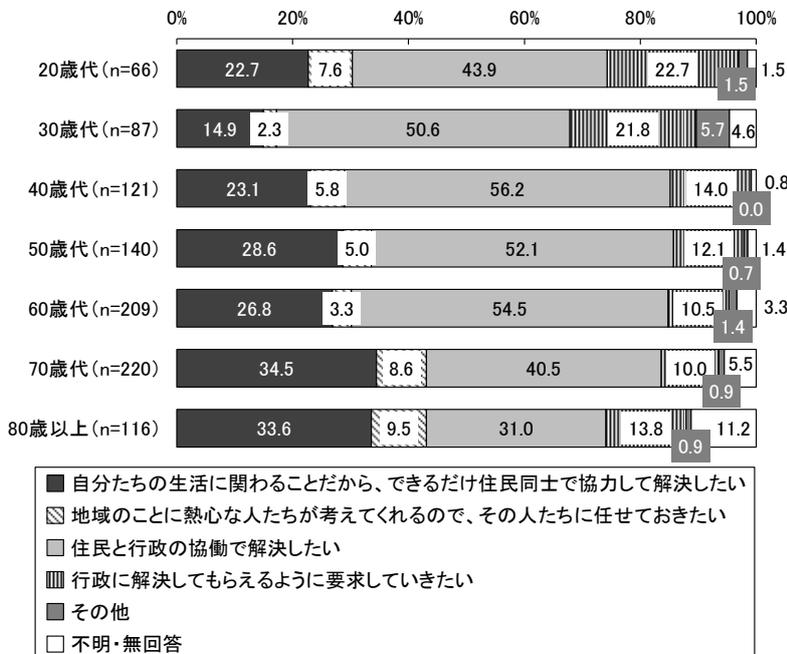


いろいろな団体が連携して活動できればよい
他地区の活動や行事の情報を知りたい



自助の負担が大きくなっており、共助・公助とのバランスが大事
常に情報共有をすることで、きめ細やかなサービスを提供できるのでは？

■地域の問題に対して、どのように解決するのがよいと思うか



POINT

地域の問題に対しては、住民と行政の協働で解決したいと考える人が多くになっており、住民や地域団体、行政等による連携がしやすいしくみづくりが必要です。

20歳代、30歳代では「行政に解決してもらえるように要求していきたい」、70歳代、80歳以上では「できるだけ住民同士で協力して解決したい」が他の年代と比べて多くなっています。

取り組み

住民・地域の取り組み



地域福祉に関連する窓口…P61
 身近な相談員について…P63
 地域活動に関する情報…P65

こんなことに取り組んでみましょう！

- 活動について口コミで広げ、仲間づくりをしましょう
- 団体同士の活動発表の場や協議の場を持ちましょう
- 地域の身近なつながりや関わりのある活動等を通じて、住民同士や団体間での交流や連携につなげましょう

行政の取り組み



地域福祉の円滑な推進に向け、地域の団体同士の連携を促進します。また、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、多分野・多機関による地域福祉推進のネットワークを構築します。

取り組み	内容	担当課
団体間の連携強化	ボランティアやサークル、福祉団体など、地域で活動しているさまざまな団体が連携できるよう、交流の場づくりを推進します。	住民窓口課 社会教育課
活動の情報共有の推進	他地区や他団体の活動を知ることは、事業の連携や活性化につながるため、各種団体の活動について、相互に情報提供が図れるよう支援を行います。	住民窓口課 社会教育課
総合的な支援体制の構築	保健福祉センター「なごみ」や「あっとほ～むいきいき館」の一体的な機能を活かし、身近な地域における保健・医療・福祉間の連携・協力体制を強化します。	すこやか健康課 いきいき福祉課

基本目標3 適切な支援に“つながる”体制づくり

基本施策1 包括的な相談体制を構築しよう

日常生活の中での困りごとに対して、身近な地域での相談や庁内・関係機関等が連携した相談による包括的な相談体制の構築を図ります。

現状と課題

複合的な生活課題や制度の狭間の問題など、多様化・複雑化する地域の課題に対応するために、分野を超えた包括的な相談体制の整備が求められます。困りごとを抱え込み、支援につながらない人が出ないように、気軽に相談できる相手や窓口の充実、相談方法等の周知が必要です。

★協議会やアンケート自由回答での意見

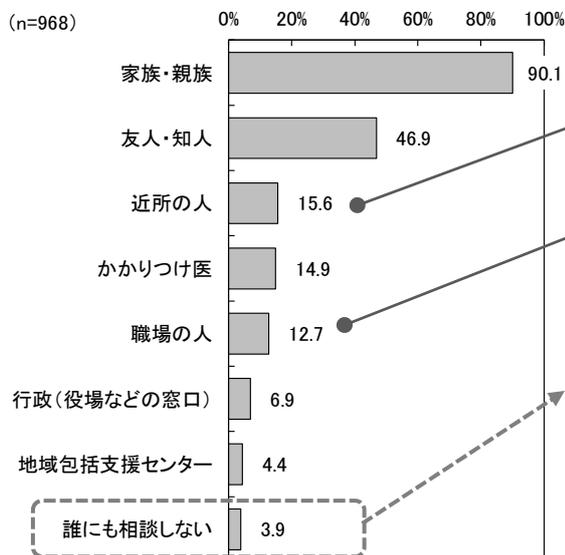


家庭内の困りごとは抱え込んでしまうため、近所の声かけや理解が必要
子育てなどの悩みを話せない人の支援をしたい



相談できない人が多い、そういう人はどうするのか？
窓口が多すぎて、どこに相談すればいいのか悩む

■困った時の相談先



70歳代、80歳以上では「近所の人」が2割程度となっている

20歳代～40歳代では「職場の人」が3割程度となっている

■誰にも相談しない理由(上位抜粋)

- ① 他人に頼らずに自分で解決したいから： **44.7%**
- ② なんとなく相談しづらいから： **28.9%**
- ③ 信頼できる人がいないから： **23.7%**

■相談しやすい環境づくりのために必要なこと(上位抜粋)

- ① 相談内容に関わらない総合的な相談窓口の設置： **47.8%**
- ② 専門的な相談員の確保： **28.0%**
- ③ 相談窓口等に関する情報提供の充実： **22.1%**



POINT

毎日の暮らしの中で困った時に相談する先は、家族・親族が多くなっています。誰にも相談しない人の理由としては、他人に頼らずに自分で解決したい、相談しづらいなどの理由が多く、相談しやすい環境づくりのために、総合的な相談窓口の設置や情報発信が求められます。

取り組み

住民・地域の取り組み



分野ごとの相談・問い合わせ先…P62

相談会開催情報…P63

身近な相談員について…P63

こんなことに取り組んでみましょう！

- 民生委員児童委員や隣近所の人など相談しやすい人に相談しましょう
- 身近な地域で困っている人がいたら、民生委員児童委員などにつながりましょう
- 困ったことがあった時にすぐに相談できるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう

行政の取り組み



気軽に相談できるよう、身近な相談体制の充実や相談窓口の周知を行います。また、庁内での横断的な支援体制の構築に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、適切な支援につながるよう包括的な相談支援体制の整備を図ります。

取り組み	内容	担当課
身近な相談体制の充実	いつでも誰でも気軽に相談できる相談窓口の充実に向けて、プライバシーに配慮しつつ、それぞれの地域において、民生委員児童委員や高齢者福祉相談員等による身近な相談を推進します。また、ふれあいサロンや子育てグループなど、住民同士で関わりながら相談できる体制づくりを促進します。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
相談窓口等の情報提供	子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターなど包括的な相談窓口の周知を図ります。	すこやか健康課 いきいき福祉課
総合的な相談体制づくり	複合的な課題に対応するため、庁内での連携を強化するとともに、適切な支援につなげます。社会福祉協議会や事業所等の相談窓口と連携し、包括的に支援する体制づくりに取り組みます。また今後、横断的な総合相談窓口の設置も検討していきます。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
専門的な相談の実施	臨床心理士等、専門家による対面式の個別相談を実施し、自殺予防対策に取り組みます。また、ひきこもりや虐待・DV等のさまざまな相談に専門の相談員が応じます。	すこやか健康課
生活困窮者等への支援	地域のさまざまな機関と連携し、生活困窮者を早期に発見するとともに、相談支援や就労等への支援を行います。また、子どもの貧困やヤングケアラーの発見及び支援につなげる取り組みを進めます。	住民窓口課

基本施策2 福祉サービスの充実と適切な利用を進めよう

情報やサービスが必要な人に届き、適切な利用につながるよう、事業所等と連携したサービスの充実や利用支援に取り組みます。

現状と課題

支援や福祉サービスについての情報が支援を必要とする人へ届かず、支援につながっていない人がいることが課題としてあげられています。必要な人が必要な情報を得られるよう、さまざまな方法での情報発信が求められます。また、適切な福祉サービスの利用につながるよう、サービスの充実や利用への支援が必要です。

★協議会やアンケート自由回答での意見

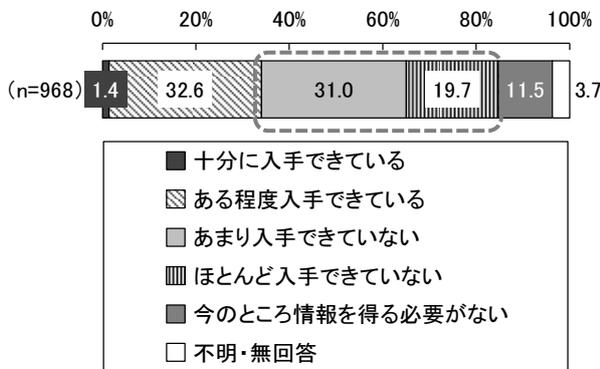


子育ての段階に応じた支援など、子育てしやすい環境が整備されている必要な時に必要な情報を得られることが大切

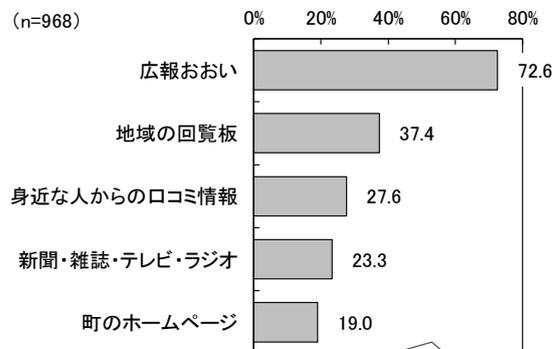


福祉サービスの利用につながっていない人がいる
情報発信とPRで活動を見える化してほしい

■福祉に関する情報をどの程度入手できているか



■福祉に関する情報の主な入手先(上位抜粋)



20歳代では「インターネット」が22.7%、30歳代では「身近な人からの口コミ情報」が35.6%と他の年代と比べて多くなっている。



POINT

福祉に関する情報を入手できていないと感じている人が多くなっています。福祉に関する情報の主な入手先としては、全体では広報や地域の回覧板、身近な人からの口コミ情報が多く、年代別では20歳代でインターネットが他の年代よりも多くなっており、必要としている人に情報が届くよう、さまざまな方法での情報発信が求められます。

取り組み

住民・地域の取り組み



福祉サービスに関する情報は、おおい町や社協HP、広報に掲載しています。

こんなことに取り組んでみましょう！

- 行政や事業所の相談窓口を有効的に活用しましょう
- 相談員や福祉団体などからの情報を口コミで発信しましょう
- SNS等インターネットを活用して地域情報を発信しましょう
- 福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有しましょう

行政の取り組み



福祉サービスの適切な提供体制を強化するため、ニーズに応じた福祉サービスの充実と同時に、事業所等と連携し、利用のための相談支援に取り組めます。また、さまざまな方法による情報提供体制の充実にも努めます。

取り組み	内容	担当課
福祉サービスの充実	地域住民が安心して生活できるよう、住民のニーズを把握するとともに、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスを推進し、充実を図ります。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
事業者の情報公開の促進（第三者評価制度の普及促進）	福祉サービスの向上には、行政はもちろん事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となるため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。	住民窓口課 いきいき福祉課
情報提供の充実	広報紙やホームページ、SNS等を活用した情報提供の充実を図るとともに、各地区の公民館などの施設における福祉情報の提供に努めます。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課 社会教育課

基本施策3 誰もが安心して暮らせる環境を整備しよう

地域に住む誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、施設等のハード面の整備を進めるとともに、それぞれの人に配慮した支援、地域の相互理解に努めます。

現状と課題

おおい町の住みやすさについて、お店や公共施設の利便性、交通の便等に不満を感じている人が多くなっており、高齢者等移動手段のない人への買い物等の支援が課題となっています。移動手段の確保を含め、すべての人が安心して生活できるよう支援することが必要です。



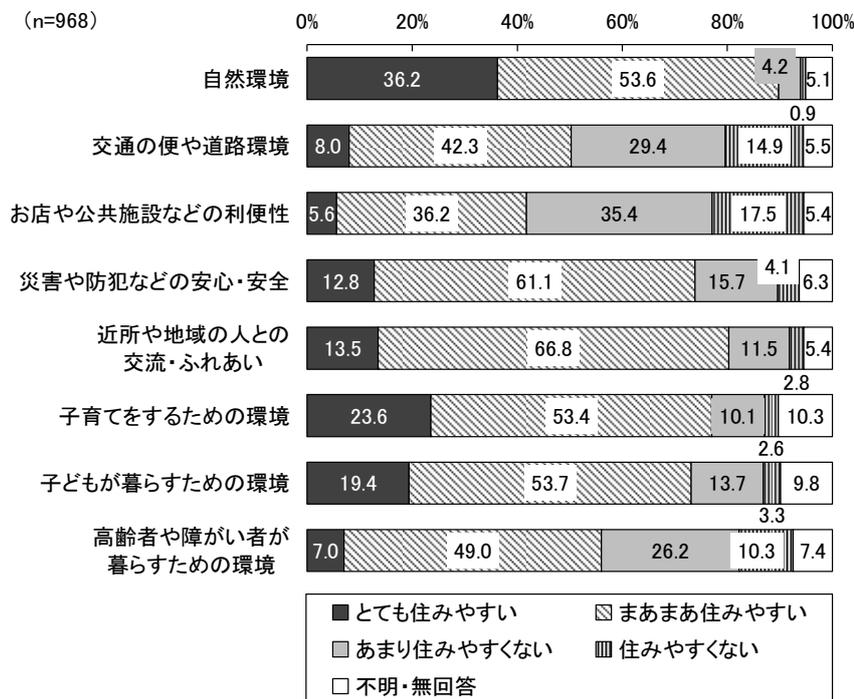
★協議会やアンケート自由回答での意見

子どもの遊ぶ場所や家族で遊べる場所があればよい
高齢者の外出支援を行っている



運転免許証返納後、通院や買い物はどうすればよいか不安になる
空き家対策を考える必要がある

■おおい町(特に自分の住んでいる地域)は住みやすいと思うか



POINT

おおい町の住みやすさについて、住みやすいと感じている項目としては、「自然環境」「子育てをするための環境」等が多くなっています。住みやすくないと感じている項目としては、「お店や公共施設などの利便性」「交通の便や道路環境」「高齢者や障がい者が暮らすための環境」が多くなっています。

取り組み



就労支援に関する相談・支援先…P62

住民・地域の取り組み



こんなことに取り組んでみましょう！

- バリアフリー等が未整備の場所や施設では、支援が必要な人に対する声かけや手助けを行いましょ
- 地域で暮らすさまざまな人と交流し、相互理解を深め、心のバリアフリーを進めましょ
- 各地域の移送支援の情報を地域の中で共有しましょ

行政の取り組み



高齢者や障がいのある人、子どもなどすべての人が利用しやすい施設等の整備を進めるとともに、地域で生活する上で困難を抱える人への支援として、移動支援や住宅支援、再犯防止の支援を行います。

取り組み	内容	担当課
施設環境の整備	誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備を推進します。	総務課 すこやか健康課 学校教育課 社会教育課
施設の有効活用と連携	施設の有効活用を進めるとともに、地域間の連携や交流の拠点として活用します。	すこやか健康課 いきいき福祉課 社会教育課
移動手段の確保	地域が主体となった交通体制への支援を行うとともに、タクシー券の助成やデマンドバスの運行など、高齢者や障がいのある人など移動が困難な人に向けた取り組みを進めます。	総務課 防災安全課 いきいき福祉課
住宅等の支援	生活困窮者や高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、住まい・日常生活の支援を必要としている人に対して、住宅の確保や関係機関との調整を行います。	住民福祉課 いきいき福祉課 建設課
就労への支援	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの就労に困難を抱えている人について、ハローワーク等関係機関との連携により就労支援を行います。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
再犯防止の推進	社会を明るくする運動の取り組みにより、啓発活動等を通して、更生保護への理解促進と再犯防止に取り組めます。また、就労支援等社会復帰に向けた支援に努めます。	住民窓口課

第6章 おおい町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度であり、平成 12 年に介護保険制度と同時に開始されました。

近年、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加しており、社会全体で支え合うために重要な手段として、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

国においては、これまで十分に成年後見制度が利用されてこなかった状況に鑑み、平成 28 年に「成年後見制度利用促進法」が施行されました。平成 29 年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。また、令和 4 年に計画の見直しが行われ、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として権利擁護支援を推進することが必要となっています。

本町においても、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活し、地域社会に参加できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条の第 1 項に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、成年後見制度は高齢・障がい等の分野を超えた取り組みであることから、「第 4 次おおい町地域福祉計画」と連携して一体的に策定します。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3)成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないように成年後見人等が支援する制度です。制度は大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

◆法定後見制度

本人の判断能力が低下してから、親族等が申立てをし、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。

制度の種類	後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の方 保佐…判断能力が著しく不十分な方 補助…判断能力が不十分な方
申立て手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりすることができる
後見監督人等の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ、任意後見人となる人や代わりにしてもらいたいことの内容を定めておき、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見人等が支援する制度です。

申立て手続	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結。この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない
後見監督人等の選任	全件で選任される

2 成年後見制度利用に関する状況等

(1) 成年後見制度利用の状況

本町での成年後見制度の利用者数は、令和2年12月末現在で9件となっています。

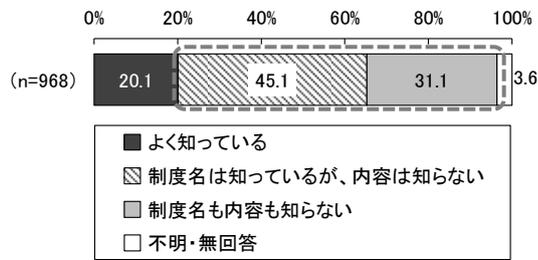
■成年後見制度の利用者数(令和2年12月末)

後見	保佐	補助	任意後見	【合計】
7件	1件	0件	1件	9件

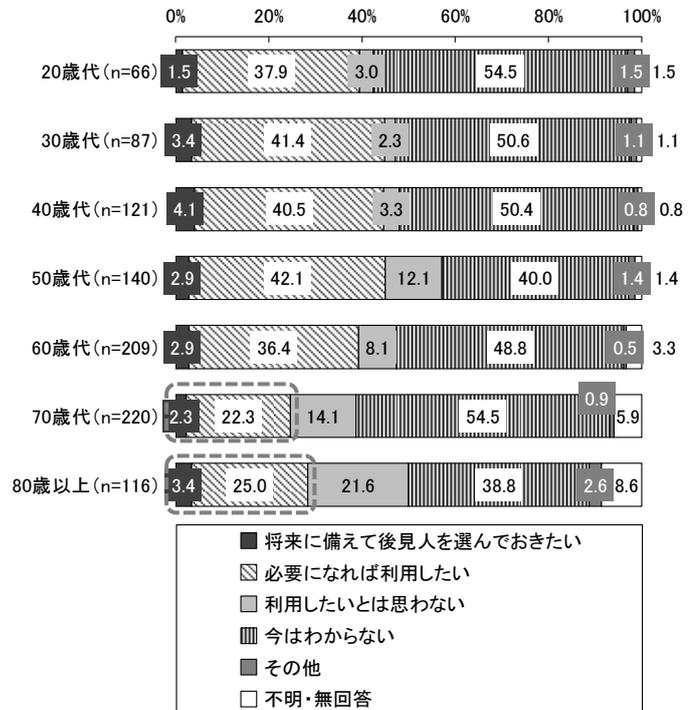
資料：家庭裁判所

(2) 成年後見制度に対する意識

■成年後見制度の認知度



■成年後見制度の利用意向



POINT

成年後見制度の内容について知らない人が多く、制度の周知・啓発が必要となっています。利用意向については、今後特に利用が必要となる可能性のある70歳以上で利用したいと考える人の割合が少なくなっています。

3 成年後見制度の利用を促進するための取り組み

現状と課題

成年後見制度の利用を促進するためには、制度についての正しい理解と利用するメリットを感じてもらうことが重要です。制度についての認知度が低いことや高齢者の利用意向が低いことから、周知・啓発や利用支援により、安心して利用できる環境づくりが必要です。

また、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が連携するしくみを整備し、本人がその人らしい生活を送り、地域社会に参加できるよう支援していくことが重要です。

取り組み

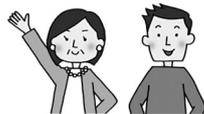
多様な方法によるわかりやすい制度の周知に努めるとともに、地域での連携体制を整備し、支援の必要な人が早期に適切な制度利用につながるよう取り組みます。

取り組み	内容
専門的相談窓口（中核機関）の設置	成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関である「成年後見センター」をいきいき福祉課内に設置し、障がい者・高齢者の権利擁護支援に努めます。
成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度の内容や利用方法について、パンフレットの作成、広報紙やホームページ等を活用した周知・啓発を行います。
成年後見制度の利用支援	本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、町長による申立てを行うとともに、後見報酬を負担することが難しい方に対し助成を行います。
地域連携ネットワークの構築	地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家等が連携し、権利擁護が必要な人の早期発見・把握、相談支援、成年後見制度の利用支援を行えるよう、地域連携ネットワーク体制を整備し、「権利擁護支援チーム」により対応します。

第7章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、住民や地域が主役となり、地域で活動する関係組織・団体、事業所、社会福祉協議会、行政等が連携・協働して取り組むことが重要です。地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、ともに地域をつくっていく推進体制を構築します。



(1) 住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、主体性を持って地域活動や地域の課題解決に取り組んでいくことが期待されます。地域での助け合い、支え合いの関係をつくっていくとともに、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な活動へつなげていくことが大切です。



(2) 地域の組織・団体の役割

住民の身近な地域で活動する組織や団体は、地域の課題やニーズを把握し、地域における福祉活動を推進していく役割を担っています。活動の輪を広げるため、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりや組織・団体間における交流、町や社会福祉協議会との一層の連携強化が望まれます。



(3) 事業所の役割

サービスの提供者として、住民のニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び相談支援に取り組むことが必要です。また、自らも地域社会の一員であることの自覚のもと、社会的な責任を果たしながら、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりづくりや支え合い活動を促進する取り組みが期待されます。



(4) 社会福祉協議会の役割

地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む、地域福祉推進の中核を担う組織です。地域活動やボランティア活動に関する情報の発信や相談など、活動を支援するとともに、地域における福祉活動を担う組織・団体との連携を強化し、地域力の向上に努めることが期待されます。

(5) 行政の役割



本計画に示される福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。また、多様化・複雑化した課題に対応するため、庁内での連携、社会福祉協議会、関係団体、事業所等との連携による包括的な支援体制の整備に努めるとともに、地域の自主的な取り組みへの支援を行います。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、福祉部局だけでなく、保健部局、企画・総務部局、教育部局、住宅担当部局、交通担当部局、防災担当部局等の庁内部局と連携するとともに、PDCAサイクルに基づき、事業実施や進行管理を行います。

また、計画の実効性を高めるため、庁内関係各課による各施策の進捗状況等の確認を行い、地域福祉計画推進協議会において、施策の評価、見直し、改善について検討し、次年度以降の施策に活かしていきます。

■PDCAサイクル



資料編

1 おおい町地域福祉計画策定経過

月 日	調査名・会議名など	内 容
令和3年8月6日	第1回おおい町地域福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画の概要について・今後のスケジュールについて・アンケート調査の実施について
令和3年9月1日 ～9月30日	庁内ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">・第3次計画の評価・検証
令和3年9月13日 ～9月27日	住民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">・おおい町にお住まいの20歳以上の方2,000人を対象に実施
令和3年10月5日	第2回おおい町地域福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・グループワーク (おおい町のいいところ・取り組み、おおい町の課題について)
令和3年11月8日	第3回おおい町地域福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・グループワーク (課題に対する解決策、必要な取り組みについて)
令和3年12月16日	第4回おおい町地域福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・計画素案について
令和4年2月28日 ～3月11日	パブリックコメント	
令和4年3月17日	第5回おおい町地域福祉計画推進協議会	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・計画の承認
令和4年3月17日	会長・副会長から町長への報告	

2 おおい町地域福祉計画推進協議会設置要綱

おおい町地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成24年10月1日
告示第 141 号

改正 令和2年4月1日告示第131号

おおい町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年おおい町告示第138号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、おおい町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するとともに、地域福祉計画の円滑な推進を図るため、おおい町地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 地域福祉計画の策定および見直しに関すること。
- （2） 地域福祉計画の進捗状況の確認及び推進の方策の検討に関すること。
- （3） その他地域福祉計画の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、住民代表、町職員その他町長が必要と認める者の中から町長が任命又は委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進協議会の会議は、必要に応じ会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席、説明及び資料の提出を求めるところができる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局は、住民窓口課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第131号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

3 おおい町地域福祉計画推進協議会委員名簿

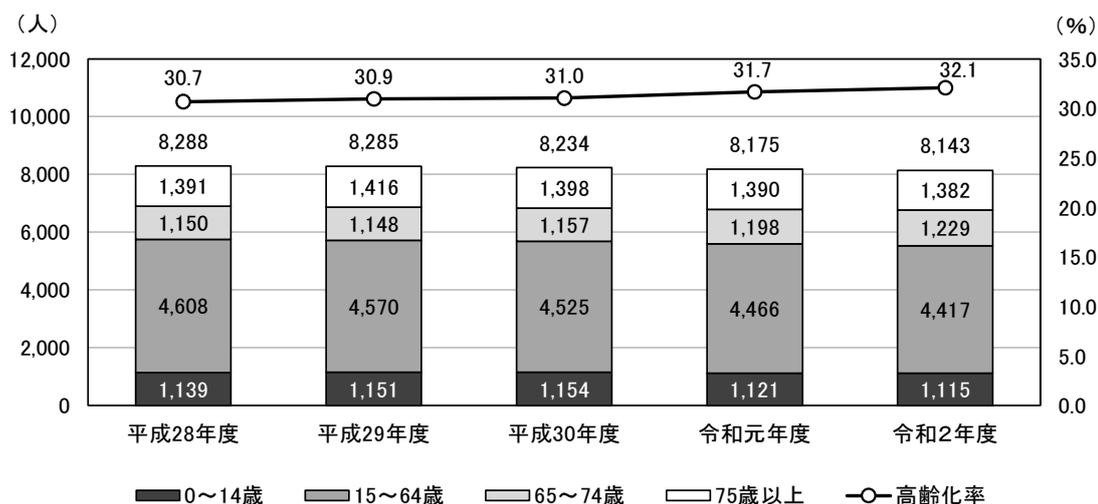
(敬称略)

	氏名	選出団体及び役職名等	選出区分
会長	堤 満也	おおい町議会総務常任委員会 委員	学識経験者
副会長	斉藤 洋樹	社会福祉法人おおい町社会福祉協議会 事務局長	福祉関係者
	浦松 英樹	福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター 福祉課長	
	小林 早苗	おおい町民生委員児童委員協議会 委員	
	早川 はつみ	おおい町婦人福祉協議会 会長	
	森内 正美	おおい町老人クラブ連合会 会長	
	江崎 英二	おおい町身体障害者福祉協会 会長	
	奥 みち代	おおい町認定こども園連絡会 会員	
	木原 美津子	特別養護老人ホーム楊梅苑 副施設長	
	山本 智容子	おおい町子ども会育成会 会長	
	中西 秀和	おおい町区長連絡協議会 会長	住民代表
	下防 義雄	住民公募	

4 補足的な統計データ

(1) 総人口の推移

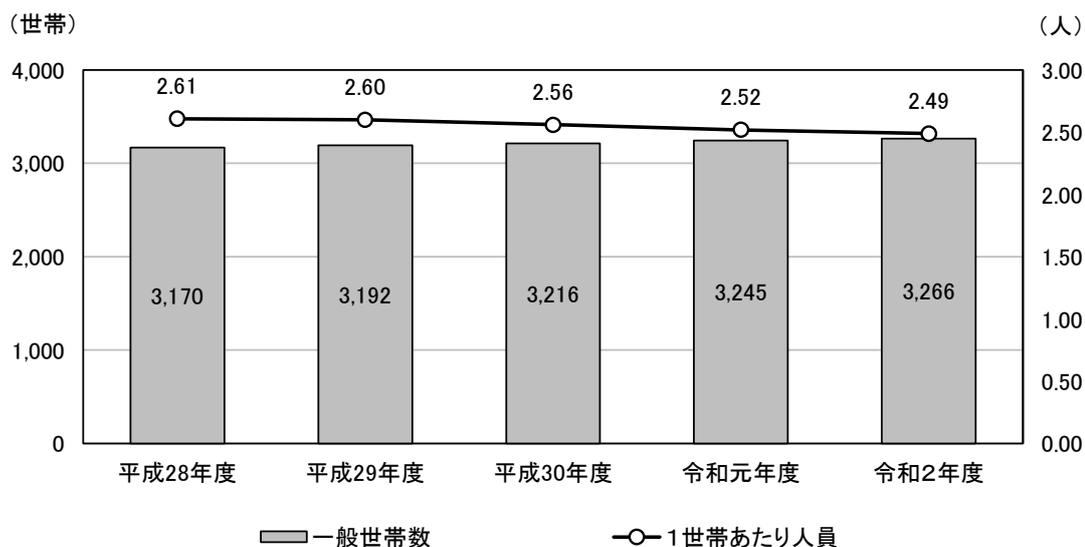
総人口は減少傾向にあり、内訳をみると0～14歳、75歳以上はほぼ横ばい、15～64歳は減少傾向、65～74歳は増加傾向で推移しています。高齢化率は上昇しており、令和2年度には32.1%となっています。



資料：住民基本台帳

(2) 世帯数の推移

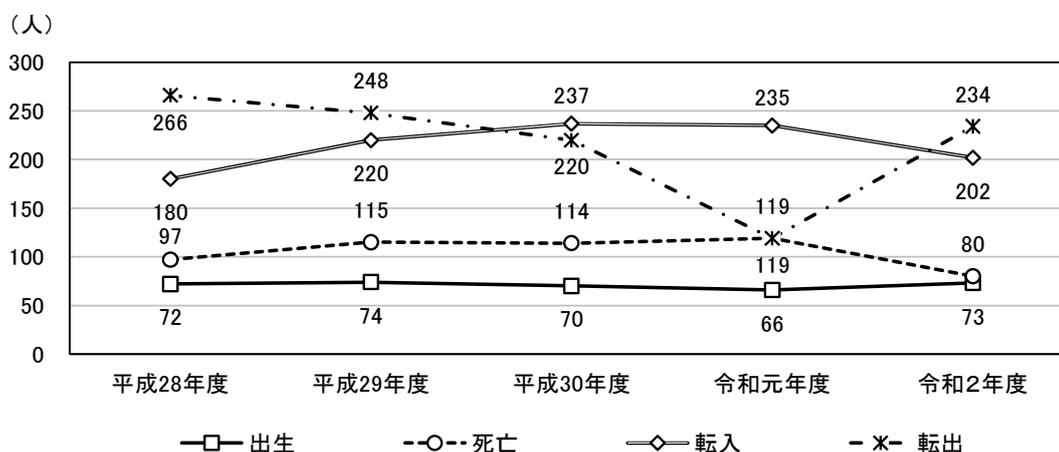
世帯数は増加傾向となっていますが、1世帯あたり人員は減少傾向となっており、ひとり暮らしや核家族の世帯が増加していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳

(3)自然増減・社会増減の推移

自然増減は、死亡者数が出生者数を上回っています。社会増減は、平成 30 年度と令和元年度は転入者数が転出者数を上回っていますが、その他の年は転出者数が転入者数を上回っています。



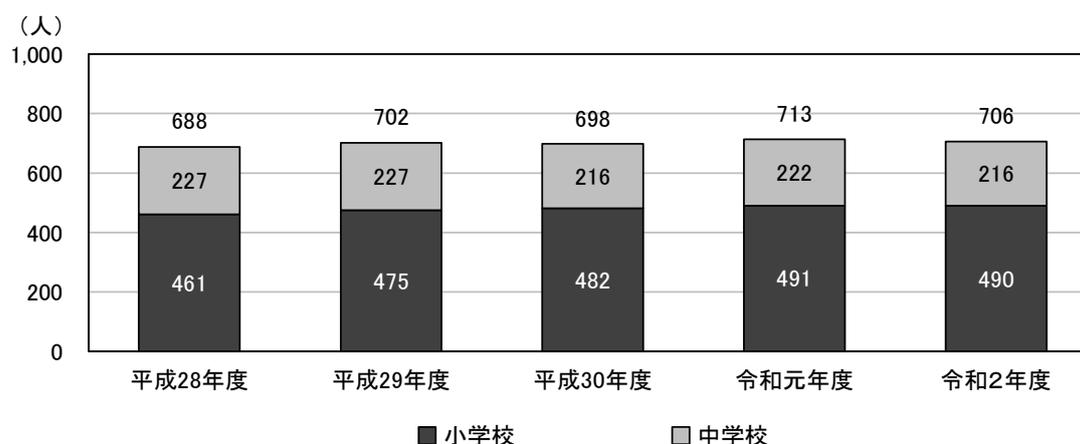
資料：住民窓口課

(4)子どもの状況

◆小学校・中学校に通う子ども数の推移

小学校に通う子ども数は概ね増加傾向となっており、令和2年度は 490 人となっています。

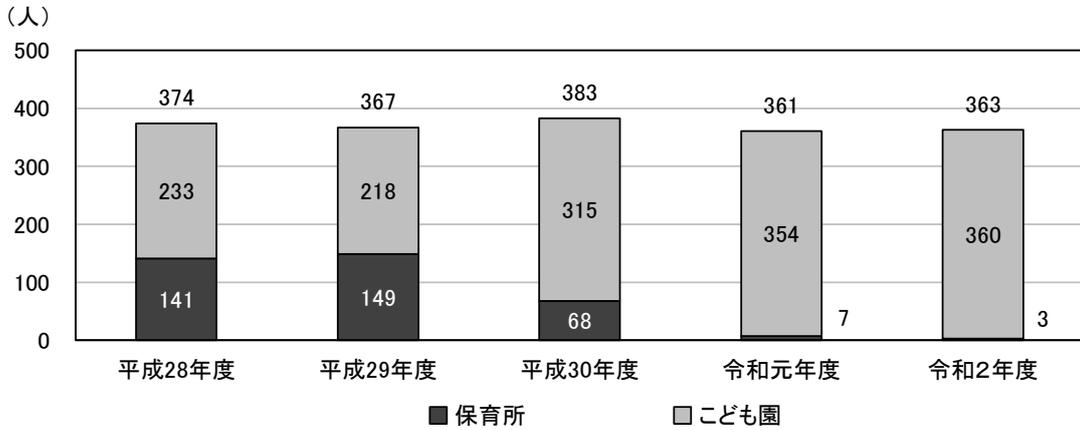
中学校に通う子ども数はほぼ横ばいとなっており、令和2年度は 216 人となっています。



資料：学校教育課

◆保育所・こども園に通う子ども数の推移

保育所・こども園に通う子ども数は、増減しながら推移しており、令和2年度には363人となっています。令和元年度より町内の私立保育所もすべて認定こども園となったため、保育所に通う子ども数は令和2年度には3人となっています。

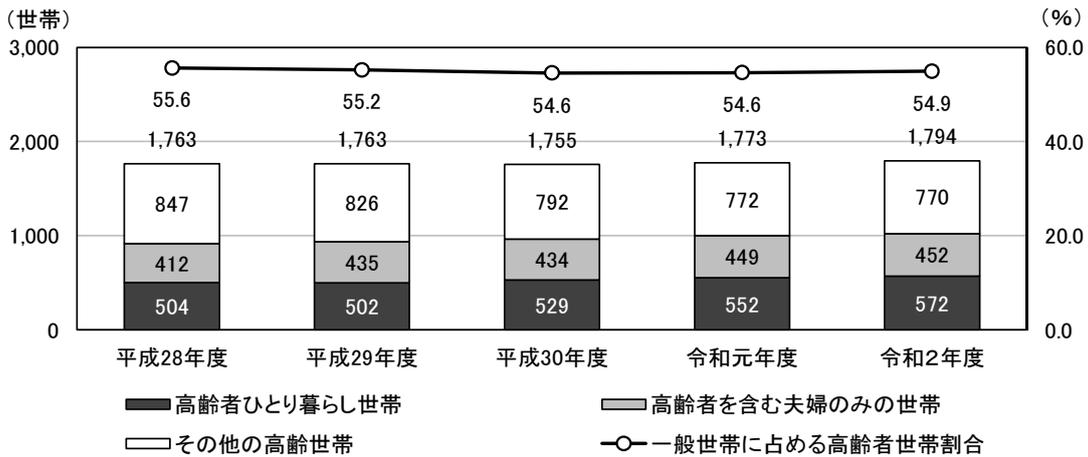


資料：住民窓口課

(5)高齢者の状況

◆高齢者のいる世帯数等の推移

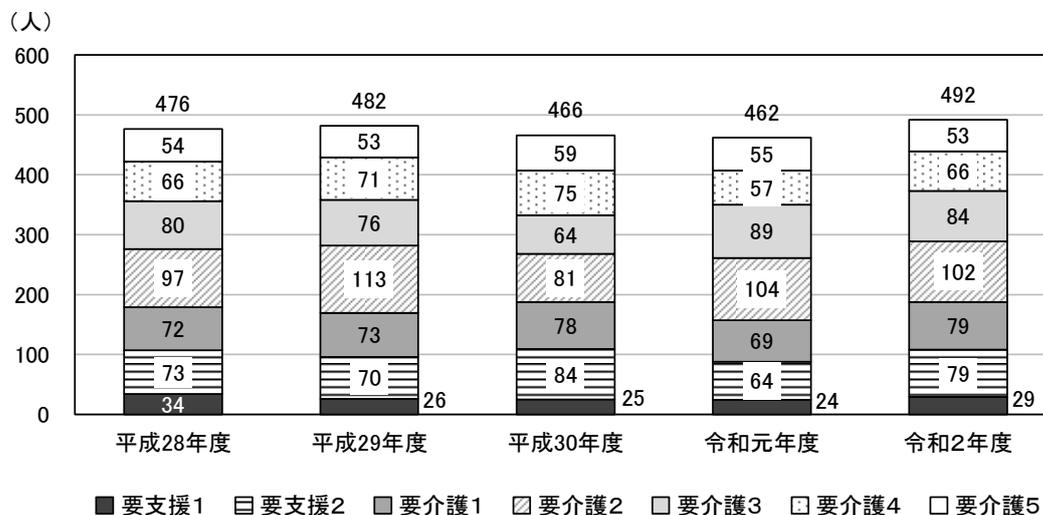
高齢者のいる世帯数は増加傾向となっています。内訳をみると、高齢者ひとり暮らし世帯数及び高齢者を含む夫婦のみの世帯数は増加傾向となっています。また、一般世帯に占める高齢者世帯割合は、ほぼ横ばいとなっています。



資料：地域包括支援センター、住民窓口課

◆要支援・要介護認定者数の推移

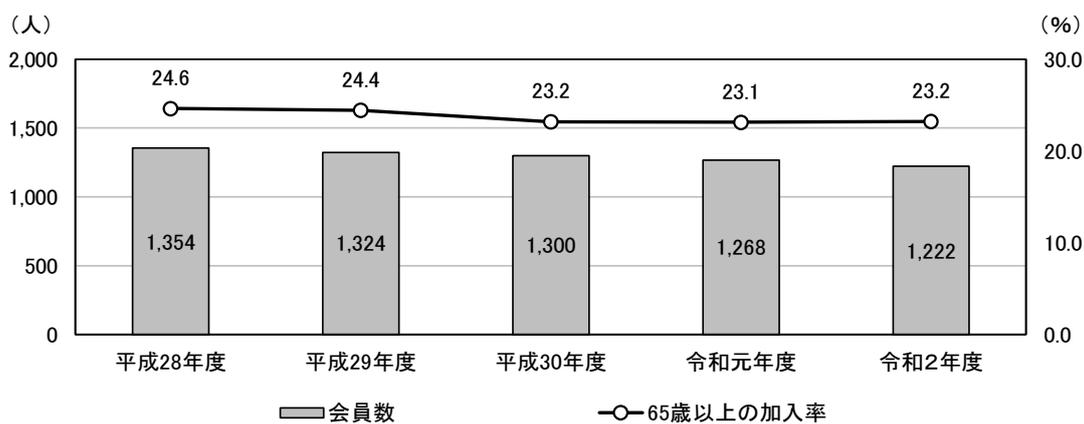
要支援・要介護認定者数は、増減しながら推移しており、平成28年度から令和2年度では16人の増加となっています。



資料：介護保険事業状況報告

◆老人クラブ会員数・加入率の推移

老人クラブの会員数は、平成28年度から令和2年度にかけて132人減少し1,222人となっています。また、加入率も減少傾向にあり、令和2年度には23.2%となっています。

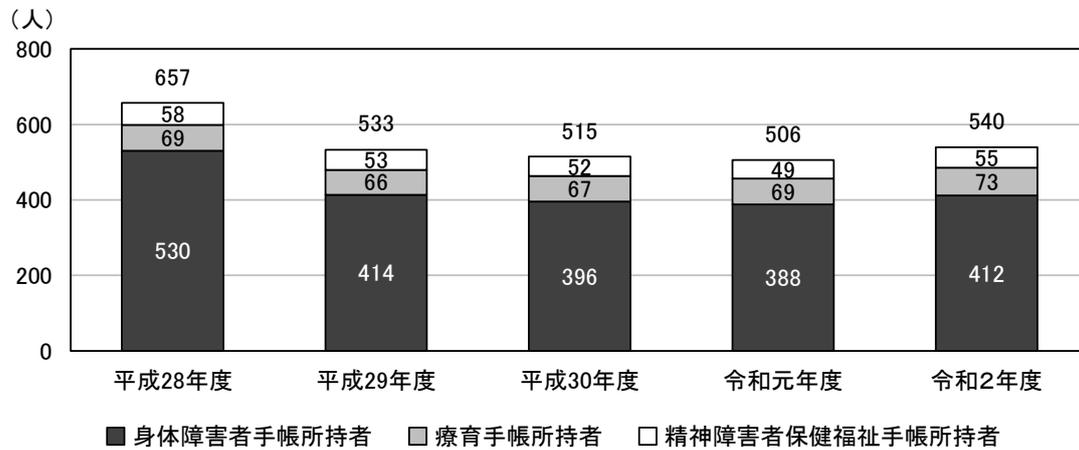


資料：いきいき福祉課

(6)障がいのある人の状況

◆各種障害者手帳所持者数の推移

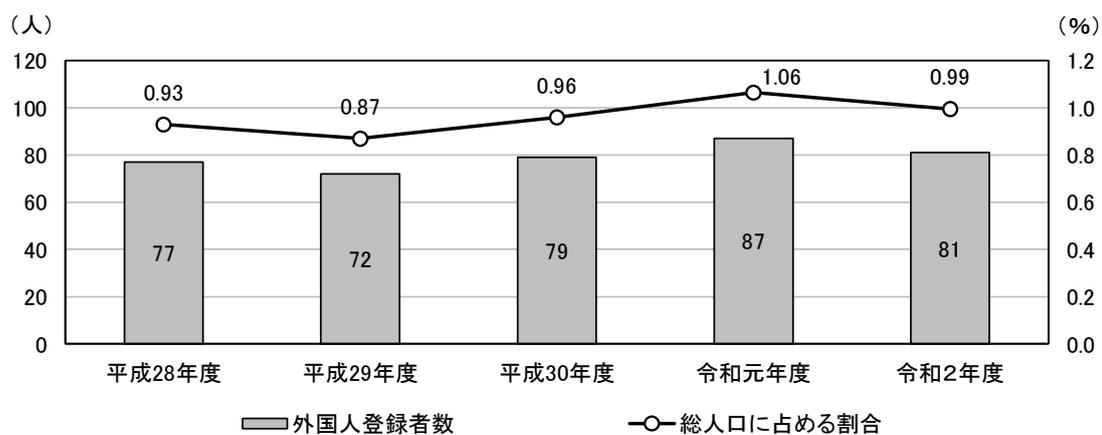
障害者手帳所持者の総数は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きく減少しましたが、その後令和元年度までゆるやかに減少し、令和 2 年度に微増しています。



資料：いきいき福祉課

(7)外国人の状況

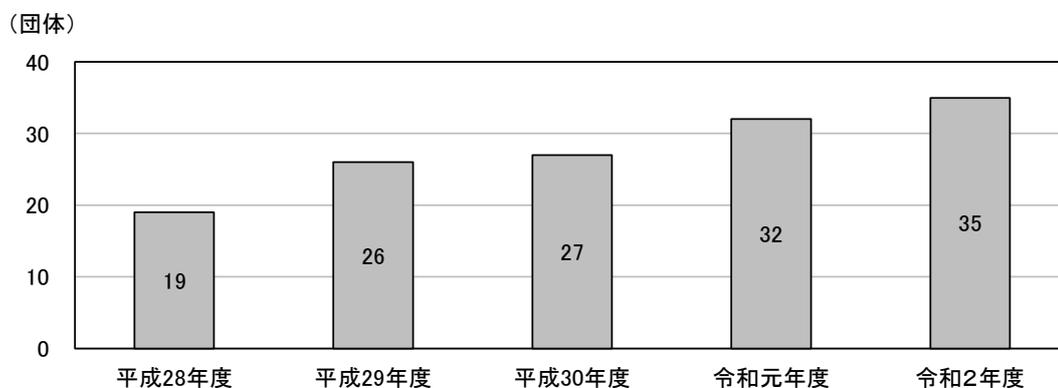
外国人登録者数は増減しながら推移しており、令和2年度には81人となっています。総人口に占める割合も増減を繰り返しており、令和2年度には0.99%となっています。



資料：住民窓口課

(8)自主防災組織の状況

自主防災組織数は、平成28年度から令和2年度にかけてほぼ倍増し35団体となっています。

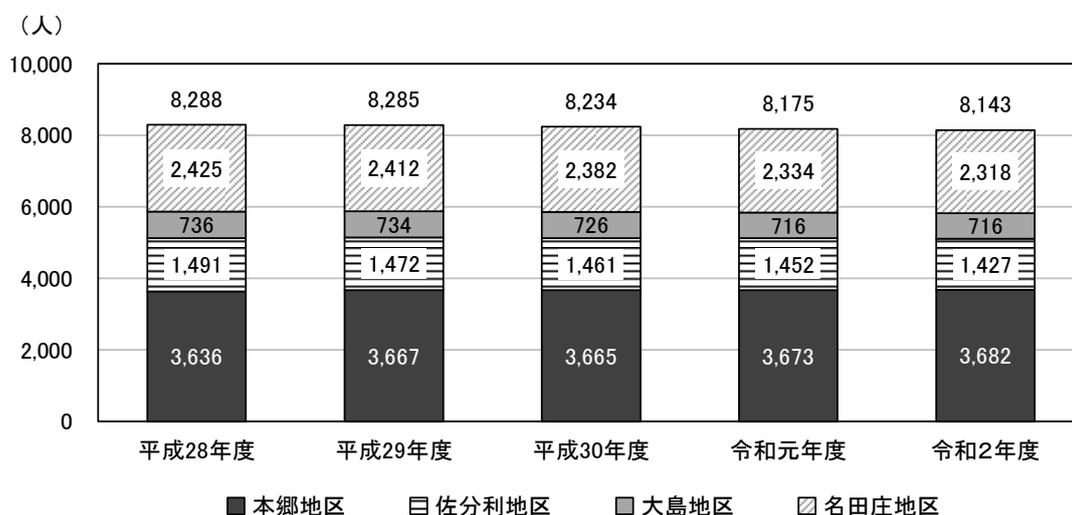


資料：防災安全課

(9)地域別にみた人口・世帯の状況

◆地区別人口の推移

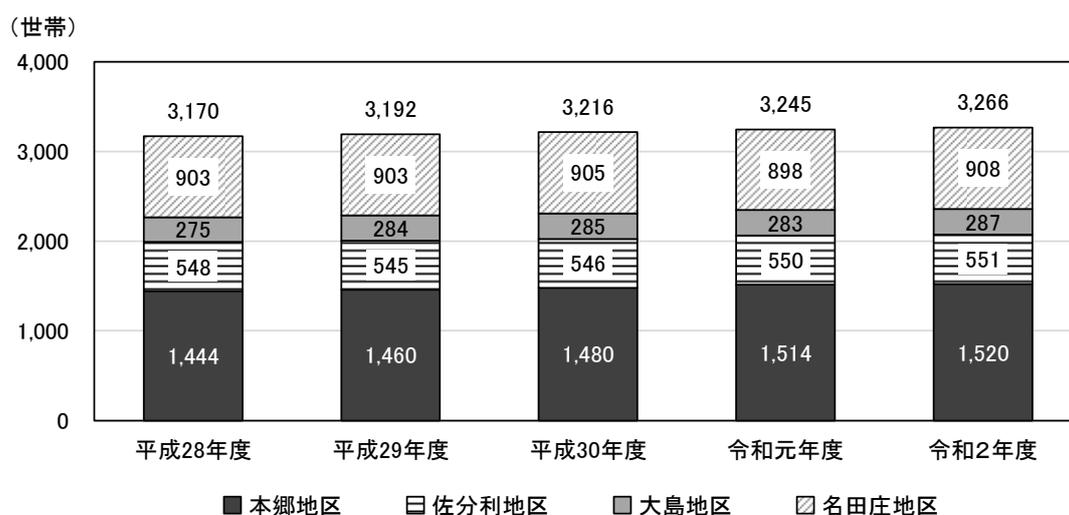
人口を地区別にみると、本郷地区のみ増加傾向にあり、佐分利地区・大島地区・名田庄地区は減少傾向にあります。名田庄地区は人口減少が大きく、平成28年度から令和2年度にかけて107人の減少となっています。



資料：住民基本台帳

◆地区別世帯数の推移

世帯数を地区別にみると、いずれの地区も世帯数は増加傾向となっています。本郷地区は世帯数の増加が大きく、平成28年度から令和2年度にかけて76世帯の増加となっています。



資料：住民基本台帳

5 用語集

用語	説明
SNS (エスエヌエス)	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的に、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織のこと。主に区・自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。
社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条に基づき設置されている、地域福祉の推進を目的とする民間団体。一定の地域において、社会福祉活動への住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行う。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。
小規模多機能ホーム	「通い」「泊まり」「訪問」の各サービスの提供が可能な施設で、おおい町内の小規模多機能ホームは、小地域福祉活動の拠点として地域に開放しており、サロン活動やボランティア活動の場としても利用されている。
生活困窮者	収入や資産がなく経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役割を担う機関。保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。
DV (ディーブイ)	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。
デマンドバス	利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する、一定地域内の輸送にあたる小型バス。

用語	説明
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けることで認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。
8050 問題	主に 80 代の親が 50 代のひきこもりの子どもを養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方。
避難行動要支援者名簿	災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。
防災士	社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のこと。
民生委員児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する。「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

6 地域福祉に関する情報、問い合わせ先

地域福祉に関連する窓口

名 称	電話番号
▼おい町役場 住所：本郷 136-1-1	
住民窓口課	0770-77-4053
▼保健福祉センターなごみ 住所：本郷 92-51-1	
すこやか健康課	0770-77-1155
子育て世代包括支援センター	
いきいき福祉課	0770-77-2760
地域包括支援センター	0770-77-2770
▼あっとほ〜むいきいき館 住所：名田庄下 6-1	
保健福祉室	0770-67-2000
社会福祉協議会 名田庄事務所	0770-67-2318
▼あみーシャン大飯 住所：本郷 82-14	
社会福祉協議会 本所	0770-77-3415



分野ごとの相談・問い合わせ先

名 称	電話番号
▼高齢者福祉、障がい者福祉に関する相談窓口	
いきいき福祉課（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-2760
地域包括支援センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-2770
▼子育てに関する相談窓口	
子育て世代包括支援センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-1155
名田庄子育て支援センター（名田庄こども園内）	0770-67-2236
本郷子育て支援センター（本郷こども園内）	0770-77-4152
佐分利子育て支援センター（佐分利保育園内）	0770-78-1221
大島子育て支援センター（大島認定こども園内）	0770-77-0210
▼虐待に関する相談・支援先	
子育て世代包括支援センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-1155
地域包括支援センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-2770
▼DVに関する相談・支援先	
住民窓口課	0770-77-4053
▼ひきこもり、就労支援に関する相談・支援先	
すこやか健康課（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-1155
福井県ひきこもり地域支援センター 嶺南サテライト （若狭健康福祉センター内）	0776-26-4400
ハローワーク小浜	0770-52-1260
若狭シルバー人材センター（小浜市総合福祉センター内）	0770-56-5115
▼生活困窮に関する相談・支援先	
【生活困窮者自立支援制度】住民窓口課	0770-77-4053
【福祉資金貸付事業】社会福祉協議会 本所	0770-77-3415
▼成年後見制度、権利擁護に関する相談・支援先	
成年後見センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-2770
地域包括支援センター（保健福祉センターなごみ内）	0770-77-2770



相談会開催情報

名 称	開催場所	相談日	問い合わせ先
人権相談	常設：法務局小浜支局	週1回	住民窓口課 0770-77-4053
	特設：おおい町	毎月第3水曜日	
	おおい町役場	偶数月	
	里山文化交流センター	奇数月	
こころの相談会 (臨床心理士)	総合町民センター 里山文化交流センター	通年、事前予約制	すこやか健康課 0770-77-1155
こころの健康相談 (保健師)	保健福祉センターなごみ	原則第4木曜日 10:00~11:00 事前予約制	
	あっとほ〜むいきいき館	原則第4水曜日 13:30~14:30 事前予約制	
高齢者福祉相談	保健福祉センターなごみ あっとほ〜むいきいき館	毎月第3木曜日 9:00~11:30	地域包括支援センター 0770-77-2770
心配ごと相談 (相談員)	あみーシャン大飯	第1金曜日 9:00~11:30	社会福祉協議会 本所 0770-77-3415
無料法律相談 (弁護士)	あみーシャン大飯	第3金曜日 13:00~16:00	
	あっとほ〜むいきいき館	年3回(6、10、2月) 第2金曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 名田庄事務所 0770-67-2318

身近な相談員

名 称	主な活動内容
人権擁護委員	法務大臣から委嘱され、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を行う。
民生委員児童委員	生活上のさまざまな相談に応じるほか、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認の実施、支援を必要とする人と行政等をつなげるパイプ役。
老人家庭相談員	ひとり暮らし高齢者等の訪問活動。
母子保健推進員	乳幼児健診や相談に関わり、母子が健やかに生活できるようサポートする。
食いきいき隊	健康料理教室や伝承料理教室、子どもたちへの調理指導などを通して、食の面から健康をサポートする。

居場所、集いの場

名称	内容	日時・場所	問い合わせ先
▼子育て世代	すくすく広場	就学前までの親子を対象とした、子どもの遊び場、親同士の交流の場 身体計測、個別相談	子育て世代包括支援センター 大飯 0770-77-1155 名田庄 0770-67-2000
	マザーズカフェ	妊婦、子育て中の方の交流の場 妊娠生活や育児に関する情報交換、講座、個別相談	
▼高齢者・健康づくり	ふれあいサロン	主に65歳以上の方を対象に、地域の公民館等において住民主体で行う交流や見守りの場	地域包括支援センター 0770-77-2770
	認知症カフェ	物忘れが気になる人や認知症の人とその家族のつどいの場	にっこり会 隔月(13:30~15:30) 保健福祉センターなごみ ものわずれカフェ 月1回(最終水曜日) (13:30~16:00) 里山文化交流センター
▼地域	公民館カフェ	地域交流の場 地域住民の情報交換や打合せ	第2・第4金曜日 ふるさと交流センター 佐分利公民館 0770-78-1211



地域活動の拠点

名称	住所	電話番号
本郷公民館（おおい町総合町民センター）	本郷 136-1-1	0770-77-1140
佐分利公民館（ふるさと交流センター）	鹿野 42-27	0770-78-1211
大島公民館（はまかぜ交流センター）	大島 90-27	0770-77-3011
名田庄公民館（里山文化交流センター）	名田庄久坂 3-21-1	0770-67-3250

地域活動に関する情報

名称	内容	問い合わせ先
▼ 活動情報 ▼ イベント・ i ネットぴあ	住民が中心となり、新たな「わ」を広げていくためのポータルサイト。イベントやグループの活動記録、お店の紹介等を掲載。	まちづくり課 0770-77-4051
▼ 防災情報	緊急情報や警報等を知らせるとともに、避難所一覧、防災マップ等の情報を掲載。	防災安全課 0770-77-4054
▼ ボランティア活動	ボランティアの登録、受付、コーディネート、研修・講座による普及・啓発。	社会福祉協議会 0770-77-3415
ボランティア情報誌 「ほのぼのだより」	年9回発行	



第4次おおい町地域福祉計画
おおい町成年後見制度利用促進基本計画

発行年月：令和4年3月

発行：おおい町 住民窓口課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷 136-1-1

TEL:0770-77-4053 FAX:0770-77-1289